

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和6年1月26日

時 間：午 前 9 時 0 0 分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前9時00分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
教育長	岩崎 秀一君
会計管理者	植杉 昭弘君
総務課長	志賀 智秀君
企画課長	杉本 良君
税務課長	斎藤 一宏君
住民課長	猪狩 力君
福祉課長	飯塚 裕之君
健康づくり課長	黒澤 真也君
生活環境課長	遠藤 博生君
産業振興課長	原田 徳仁君
都市整備課長	大森 研一君
教育総務課長	松本 真樹君
生涯学習課長	坂本 隆広君

郡山支所長	佐藤邦春君
いわき支所長	猪狩直恵君
企画課課長補佐	畠山信也君
産業振興課 課長補佐	佐藤美津浩君
産業振興課 課長補佐	猪狩勝美君

職務のための出席者

参議会事務局 兼局長	小林元一
議会事務局幹長 副委嘱係	杉本亞季
議会事務局事 務主委	高橋優斗

説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力策 本部現地対策長	師田晃彦君
内閣府原子力策 本部現地総括班長	樋本諭君
内閣府原子力策 本部被災者ム官 原子力被災者ム官 生活支援チ一 参事	桝口豊君
内閣府原子力策 本部被災者ム官 原子力被災者ム官 生活支援チ一 企画ム官	今泉亮君

<復興庁>

復興害復事原子力 災害復興班官	石垣和子君
--------------------	-------

<環境省 福島地方環境事務所>

環境省福島地方 環境事務所所長	関谷毅史君
--------------------	-------

環境省福島地方
環境事務所次長 成田 浩 司 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境
再生課課長 中村 祥 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境再生
課専門官 丸之内 美恵子 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課課長 野口 淳一郎 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課専門官 太田 勲 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室支所長 井原 和彦 君

環境省福島地方
環境事務所
県中・県南支所
富岡分室専門官 熊本 洋治 君

付議事件

1. 帰還困難区域の再生に向けた取組について
 - (1) 富岡町特定帰還居住区域復興再生計画案について
 - (2) 点・線拠点外縁の除染・解体について
2. 令和5年度第2回リフレ富岡跡地の利活用について
3. その他

開 会 (午前 9時00分)

○議長（高橋 実君） 皆さんおはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様にはお忙しい中全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。開会に先立ち、この場をお借りして2点ほど申し上げたいと思います。

今月22日夕方、当町の会計年度任用職員が退勤途中に交通事故を起こし、自動車運転処罰法違反の疑いで逮捕されましたことを心より深くおわびを申し上げますとともに、被害に遭われた方の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。町といたしましては、状況等を詳細に把握した上で、定めに従つて厳正な対応をしてまいる所存であり、職員一人一人に対し、服務規律及び交通ルールの遵守について改めて周知徹底を図るなど、再発防止に努めてまいります。

次に、今月1日に発生した能登半島地震により犠牲となられました方々に哀悼の意を表しますとともに、犠牲となられました方々のご家族並びに被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。地震発生から3週間が経過しましたが、被災地では余震が断続的に発生しており、避難生活をせざるを得ない多くの方々が不安な日々を過ごされていると存じております。被災された皆様が元の生活に戻ることができますよう、一刻も早い復旧、復興をお祈り申し上げますとともに、東日本大震災及び原発事故発生当時の支援に対するご恩返しの気持ちを込め、可能な限りの対応をしてまいる考えでありますので、議員の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、全員協議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本日の全員協議会の案件は2件であります。1件目の帰還困難区域の再生に向けた取組については、本町の真の復興に欠くことのできない小良ヶ浜地区、深谷地区の避難指示解除に向け、これまで検討作業を進めてまいりました富岡町特定帰還居住区域について、先月下旬に開催いたしました第4回小良ヶ浜・深谷地区の再生に向けた意見交換会において、区域案をお示しし、地域の皆様からおおむねのご了解をいただくことができましたことから、町から富岡町特定帰還居住区域復興再生計画案を加えて、環境省から点・線拠点、外縁の除染、解体工事に関する現在の取組状況等をご説明し、2件目の令和5年度第2回リフレ富岡跡地の利活用については、町からリフレ富岡跡地の利活用に向けた今後の施設整備の基本方策等についてご説明いたします。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、いずれの案件も、本町の復興、再生を進める上で極めて重要な案件であります。町内全域の真の復興に向け、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

す。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 町長、挨拶の中で能登半島の地震の支援物資関係も併せて皆さんに報告しておいてもらえば。

○総務課長（志賀智秀君） その他で、すみません、私のほうから。

○議長（高橋 実君） すみません。その他で総務課長から発言を求められている内容がそのようすで、後に発表してください。ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、帰還困難区域の再生に向けた取組について。（1）、富岡町特定帰還居住区域復興再生計画案についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（杉本 良君） おはようございます。それでは説明させていただきます。

町では、国の特定帰還居住区域制度に基づきまして、帰還意向調査の結果から特定帰還居住区域の設定を進めてまいりました。一人でも多くの方の帰還希望を反映させようと、取りまとめの期限を遅らせるなどしたため、多少遅れましたが、昨年末におおむね区域案がまとまつたことから、12月22日に役場正庁、23日にいわき地区多目的集会施設、24日に郡山市のふくしま医療機器開発支援センターの3か所で4回目となります小良ヶ浜地区、深谷地区の皆さんとの意見交換会を開催し、地域の方々に区域案をお示しいたしました。会議は、富岡会場で21人、いわき会場で26人、郡山会場で18人の延べ65人に参加いただき、特定帰還居住区域制度の再確認と意見交換会時点での帰還居住区域案の説明、そして区域の確認をいただきました。3会場とも帰還居住区域の案として、区域全体の図面と確認しやすいように、小良ヶ浜地区と深谷地区をそれぞれ拡大した図面を提示しまして、先ほどの理由により、区域案の提示まで時間がかかってしまったことをおわびした上で、両地区の皆さんにご自宅周辺や道路など設定した区域を確認していただきながら、自由に意見を出していただいたところでございます。いずれの会場におきましても、区域案については、国の制度上可能な限り帰還意向を反映させたものであるということはご理解いただけたようで、当然十分とはいかないまでも、おおむね納得していただいたところであります。

一方、各会場とも区域案に関する意見以上に、仮置場の使用期限に関する質問や一日も早い除染着手と避難指示解除を求める意見が多く出されておりまして、町といたしましては、議会のご協力をいただきながら、富岡町特定帰還居住区域復興再生計画の早期提出に向けた作業を進めるとともに、国に対しましては、同計画を提出した後の速やかな承認と遅滞のない除染作業の着手を強く要望しております。

それでは、お配りしております資料により詳細の説明をさせていただきます。資料といたしましては、資料1－1が特定帰還居住区域の案、資料1－2が第4回意見交換会の報告、資料1－3が今後提出を予定しております富岡町特定帰還居住区域復興再生計画の案、そして参考資料といたしまして、

今後のスケジュールを表にしたものをお配りしております。なお、参考資料につきましては、現時点
で私ども事務局が想定で作成したものでございます。あくまでも参考として添付しておりますので、
ご了承お願ひいたします。

資料詳細説明は、畠山補佐が行います。

○議長（高橋 実君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） それでは、資料の説明をさせていただきます。

初めに資料1—1を御覧ください。このたびの特定帰還居住区域復興再生計画案における区域設定
の図面でございます。1枚目が町全体、2枚目が小良ヶ浜地区、深谷地区を拡大した図面となってお
りまして、左下、凡例にありますとおり、黄色が今回設定する特定帰還居住区域、青が特定復興再生
拠点区域、灰色が今回は特定帰還居住区域に設定できなかった区域、そして水色が平成29年4月に解
除された区域でございます。

2枚目の拡大図を御覧ください。黄色が今回国に申請する設定の範囲となります。第1回帰還意向
調査におきまして、帰還意向ありとお答えをいただいた方のお宅について、その一軒一軒を地図上に
落とし込むとともに、一軒一軒の生活圏の範囲などを図面化する作業を進めてきました。加えまして、
帰還意向調査の未提出の方々に対しまして、複数回、ご提出をお願いしてまいりましたなど、少しでも区域
が広くなるようにと町として努めてまいりました。また、先月下旬に開催した第4回の地域の皆様との
意見交換会で、地域の方々にお示しをした区域案から追加となった部分、こちらにつきましては、
スケールのゼロの表示というところ、こちらから右、北に伸びているところ、こちらが県道整備事業
部分として加わった部分、それから小良ヶ浜地区と深谷地区の境で、帰還意向を新たに示した方がお
りましたので、その方の分、以上2点が若干ではございますが、追加となってございます。これまで
小良ヶ浜地区、深谷地区の集落の全域を面的に区域設定するため、特定帰還居住区域の制度に合致す
る理屈を国に訴えながら、帰還する方の生活圏を踏まえて、より広い設定となるよう検討を重ねてま
いりました。しかしながら、居住区域の立てつけが帰還の意向のある方の自宅、その方が利用するこ
とが想定される道路などを中心に必要と考えられる範囲を区域とするものでございますため、事業用
の土地、建物のみとなっている箇所や山林が中心となっている箇所、周辺に帰還意向がある方がいな
い箇所については、どうしても区域に入れ込むことが困難であります。今回の区域設定案では、何とか一定
程度ではございますが、両地区の集落を面的に設定できていると捉えているところでございます。
今回国に申請しようとする区域設定案につきましては、先ほど課長からもありましたけれども、
地域の皆様からおおむねのご理解をいただけており、面積は約220ヘクタールでございます。

続きまして、資料1—2を御覧ください。第4回意見交換会で出されたご意見等のご報告となりま
す。右下にページ番号を付番してございます。1ページを御覧ください。地域の皆様の出席状況につ
きましては、表のとおり3日間で延べ65人の皆様にお越しをいただきました。

2ページを御覧ください。説明内容のご報告となります。意見交換会は、第1部の説明会と第2部

の座談会の2部構成で開催、説明会では環境省から点・線拠点及び外縁の除染、解体工事及び仮置場原状回復状況を、町からは居住区域の区域設定案をそれぞれ説明いたしました。議会の皆様には既に説明させていただいておりますので、本日はこの説明は割愛させていただきます。

3ページを御覧ください。ここから当日いただきましたご意見等のご報告でございますが、主なものを申し上げたいと思います。3ページからは第1部、説明会での質疑応答となり、まず（1）、避難指示解除に向けた工程の明示といたしまして、除染や仮置場原状回復などについて、工程表を示すべきだとのご意見が出され、内閣府より今回の計画を総理大臣が認定した後に、具体的な取組を進めながら検討していくため、現段階では明示できないことをおわびいたしますが、ご意見を重く受け止めますと回答いたしました。（2）は除染関係です。①、最終的に線量をどの程度まで下げるのかのご質問に対しまして、環境省から除染を行う場所によって状況が異なるので、具体的な数値目標を申し上げることはできませんが、可能な限り線量の低減に努めてまいりますとお答えをいたしました。

4ページを御覧ください。（3）、仮置場使用終期の明示に関することといたしまして、いつまで仮置場として使うのか、帰還するときに仮置場はなくなるのかなどのご意見、ご質問が出されました、①の矢印右側のとおり、環境省から仮置場としての運用が終了した後に、未除染箇所の除染と原状回復を行い、お戻しすることになりますが、現時点で時期を示すことは難しいです。②の矢印右側のとおり、今後も特定帰還居住区域として設定された地区の除染等により、発生する廃棄物等の仮置場も必要となるので、すぐに全ての仮置場をなくすることはできないことのご理解をお願いしますと回答。また、③の下の段の矢印右側のとおり、内閣府からも特定帰還居住区域制度による除染等を進めていく中で、町と避難指示解除の時期を相談するが、その際には皆様のご意見もお伺いいたしますとお答えをいたしました。

5ページ、（4）、道路の復旧、（5）、一時立入り、6ページ、（6）、外縁除染後の農地に関するご意見が出されました、記載のとおりお答えをしておりますので、ご確認をお願いいたします。

7ページ、8ページは、第2部、座談会で出されたご意見の報告となります。（1）、区域設定案といたしましては、①、残されているのはこの地区だけ。区域に異論はないので、早急に取組を進めてほしいや、②、想像よりも面的な設定となっている。区域設定自体に特段の意見はないので、避難指示解除につなげてほしい。③、帰還意向がない家も除染はしてほしいなどのご意見、（2）、除染や放射線量としまして、①、帰還意向の有無にかかわらず、全域除染すべきや、④、建物解体の申請期限を示してほしいなどのご意見。

続きまして、8ページです。（3）、その他といたしまして、①、小良ヶ浜地区の大規模事業者の土地を有効活用するために、除染を前提とする避難指示解除に向けた取組を検討してほしいなどのご意見をいただきました。意見交換会に関するご報告は以上となります。

続きまして、資料の1—3を御覧ください。このたび国に申請しようとする計画本体の案でございます。主なものを申し上げます。右下、ページ番号を付番してございます。1ページを御覧ください。

1、特定帰還居住区域の範囲につきまして、左側の図面は、1—1で申し上げたとおりでございます。右側を御覧ください。4行目です。特定帰還居住区域に含まれる施設につきましては、県道小良ヶ浜野上線のうち小良ヶ浜工区バイパス部分、県道広野小高線のうち小良ヶ浜工区バイパス部分、町道深谷3号線をはじめとする各町道や林道など、特定復興再生拠点区域や周辺の市町村、避難指示解除済み区域にアクセスするために必要な道路、次に居住区域内のインフラ復旧整備のために必要な施設、こちらは道路や上下水道など、そして集会所などの帰還する住民が日常生活を営むために必要な施設、こちらには消防施設も含みます。以上の3点でございます。

少し下を御覧いただき、事故前後の状況の欄を御覧ください。2つ目のポツで除染廃棄物の仮置場として、復興に多大な貢献をしている点と先ほど申し上げた施設を整備することで、帰還住民の日常生活に必要な範囲を確保できるよう、居住区域を設定している点の記載でございます。

また、その下、特定復興再生拠点区域との一体性の欄において、夜の森地区を中心とする面拠点と隣接するとともに、両行政区画内に点・線拠点があるため、拠点区域と一体的に復興を図ることが可能であることでございます。

続いて、2ページを御覧ください。2、計画の意義、目標として、2段目の右側から、帰還困難区域の再生なくして真の復興なしの信念の下、2020年代にかけて帰還意向のある住民全員の帰還を実現することで、もって町の復興再生を果たすことを目標とすると明記しております。

3、計画の期間は2020年代をかけてという政府方針に基づき、令和11年、西暦2029年12月31日までとなります。

4、特定帰還居住区域の整備等では、区域外とのアクセスの確保において、解除済み区域の道路の維持管理や区域内の道路の除染及び整備によって、アクセス道路を確保してまいります。特定帰還居住区域内におきましては、除染と建物解体を進め、生活インフラの復旧整備を実施、集会所や消防施設等について、利用ニーズへの対応や効率的な運営を考慮しながら、再整備などの取組を進めてまいります。

5、土壤等の除染等の措置及び除去土壤の処理と6、廃棄物の処理につきましては、拠点区域計画のときと同じ文言となりますけれども、環境省の考え方といたしまして、これまで解除された区域で実施してきた除染においても、ガイドラインが柔軟に運用されて、線量低減に取り組んできており、居住区域の除染の手法についても、政府として十分に地元と協議しながら検討するとの方針が示されていることから、これまで同様に柔軟に対応していくという環境省の考え方を確認してございます。

3ページを御覧ください。7、その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項といたしまして、生活ごみ処理サービスの再開に向けた調整、防犯対策として、町内パトロールと防犯カメラの継続に加え、防犯灯の復旧整備に向けた調整、医療、介護については、避難指示解除済みの診療所等を活用、最後に立入り関係で、今後除染の進捗や放射線量率などを踏まえて、必要に応じて立入り規制の緩和を内閣府と協議してまいります。

続きまして、参考資料を御覧ください。こちらは、今の時点での居住区域における今後のインフラ復旧等を左の欄の取組別にお示しをした想定のスケジュールでございます。ただし、資料中段の下、米印1にありますとおり、あくまでも今の時点での想定でございます。今後変更が生じることがありますことのご了承をお願いいたします。また、米印2のとおり、町といたしましては、除染の進捗や線量の低減状況などを確認しながら、早期の避難指示解除を目指してまいります。

最後に、今後の事務手続について申し上げます。本日議会の皆様にご理解をいただけたと仮定とはなりますけれども、その後は県との法定協議などを進めまして、速やかに国へ計画の申請を行い、年度内の認定を目標としてございます。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。時間かかってもいいです、資料を読んでから。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） この大きいやつ、資料1－1の今回該当する地域の全体の面積と黄色に染めてある部分、これは全体から何%くらいになるかと、このグレーとして困難区域で残りますよね。この残るところの宅地の面積は全体でどれくらいで、今回該当しなかった宅地がどれくらいあるか、そのパーセントを教えてください。

○議長（高橋 実君） 畠山補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） お答えをいたします。

まず、拠点区域以外のいわゆる小良ヶ浜地区、深谷地区の全体の面積は460ヘクタールでございます。そのうち、黄色にかかっている居住区域を設定しようとする面積が220ヘクタールでございますので、47.8%でございます。

それから2点目、宅地につきましては、ほとんど概算ではございますけれども、約23ヘクタールとなってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 以前は、このプリマの辺りのあまり人の住んでいないところ、ここくらいが残るのかなと、私たちはそういうような願望がありました。あとは富岡町の場合は、他町と違って、そんなに面積ないから、ここ一発でのんでもらえるのかなと。ただ、どうしても人の住んでいないところくらいは無理かなと。8割、9割ぐらいはいくのかなと思っていたのだけれども、やはり47.8%、半分にも及ばないということなですから、220ヘクタールに灰色の部分の宅地の23ヘクタール入っても、そんなすごい面積にならないので、ここは今後の努力だと思うのですけれども、せめて宅地となっているところぐらいは、追加で入れられるような、今回無理であれば次回には必ず入るような努力はしてもらいたいということをお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。

地域の方々からも、そのような話もありますので、我々としても精いっぱい努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今宅地の話も追加でとさせてもらいましたけれども、できれば道路という道路は全てどこに行くにも、今はこれ幹線道路という位置づけなのですけれども、幹線でなくても町道であっても、公道であればそれは除染の範囲の中に次回は入れてくださいというような努力はしてほしいと思いますが。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。

私どもも全域除染を目指して1ミリでも多く区域が取れるように努力してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 今日は大事なところだから、3回に限らないから、4回でも5回でもいいです。許可出します。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 特定帰還居住区域の案見させてもらいました。全体の460ヘクタールの中の220ヘクタールということで、1回目としては、ほぼ町の意見を酌み取ってもらったのかなと。道路に関しても、太平洋ブリーディングの中とか、ああいう細かいところまでオーダーしていますので、ぜひこれで進めていっていただき、今課長が言ったように、富岡町全域除染を訴えているわけですから、途中で折れないように、全域除染で次々区域を増やしていくいただきたいと。

あとこの区域復興再生計画の中で、再生計画が一番私は大事なのかなと思うのです。除染はしたはいいが人が戻ってこないという状況だと一番困るわけですから、人を戻すにはどうするのだということで、まだぼやっとしか見えていないからしようがないっていうればしようがないと思うのですけれども、特定帰還居住区域の整備等となっているところを見ますと、道路とかそういうインフラ系の整備だけなのです。だから、例えば3年なら3年で除染を完了させてもらうという考えがあるとすれば、3年で完了する時点で、集会所とか消防屯所とか、そういう部分のインフラもきっともう解除するときはもう出来上がっているよというような計画立ててもらわないと、町中ではないですから、なかなか戻ってくる人にも戻ってこれないような状況が生まれてしましますので、町でやるべきことをじゅんじゅん先行してやってもらうような考え方を持ってほしいと。そうすれば、地域の人たちは1人、2人と、帰る方にも拍車がかかると思いますので、戻ってきたら造りますよでは戻ってこないと思うのです。公民館もない、消防屯所もない、そんなところに誰が戻ってくるのだという話になりますから、みんな震災前にあったものはもう出来上がってありますから、戻ってきてくださいよということ

で、アクセル踏んでもらわないと、戻れなくなってしまうと思いますので、そういうところにも早めに踏み込んでください。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 畠山補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ありがとうございます。

まず1点目、区域についておおむねのご理解ということでありがとうございます。町といたしましても、より広くというところで、何とか制度を最大限酌み取って、制度を最大限踏まえまして活用して、この区域まで設定されて何とかさせていただきました。一方で、この範囲で十分とは思ってもございませんので、地域の皆様の声を反映させながら、国と協議をしてまいりたいと思ってございます。

それから2点目でございます。おっしゃるとおり集会所、特に消防施設については、大事なものだと思ってございます。地域の皆様と今後の維持管理とか、そういったことについては、行政区の皆様や消防団の皆様との意見交換なども必要かと認識してございますので、その辺町として積極的に動いてまいります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

特に小良ヶ浜、深谷地区に関しては、そもそも人口も戸数も、戸数は200戸くらいはあるのかな、両方合わせると。そのように少ない戸数ですので、2つの行政区の統合なんていうのも考えていかなくてはならないと思うし、統合できないにしても公民館とか消防屯所とか、そういうものは2つ要らなくなるから、1つでどうですかという話し合いも早め早めにやっていっていただきたいと。そういうことで、まず今スタートしようとしているところですから、あんまり注文はないですが、その辺を早めにやっていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） ご意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり協議、早めに始めていいものを整備してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 特定復興のときには、大体いつって決まっていたわけではないですけれども、何年頃に避難指示が解除されるというような大きな目標があったと思うのですけれども、今回、申請の段階だからということなのかどうか分かりませんが、今9番議員からあったように、インフラのスケジュールは出ているのですけれども、肝腎要の除染、解体が全部点で2029年まで延びているのですけれども、避難指示が1年遅れると、それだけまた状況がどんどん悪くなっていくので、やはり避難指示解除の目標の年数というのは、ある程度設定しないといけないと思うのですけれども、何年ぐらいで取りあえず避難指示を持っていくというか、持つていかないとこの先々のことを考えたときに駄目なのかというような、住民意見でも早くという話しか出ていないと思うのですけれども、その辺は

どこら辺まで設定して、国に除染のお願いができるのですか。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。

この避難指示解除の見通しというところでありますけれども、ここが一番本来重要であるべきところであります。しかしながら、この解除に向までは、除染の進捗による線量の低減ということが最も重要になってくると思いますので、この線量の低減を確認し、そこで解除の見通しを立てていくとなろうかと思いますので、現時点でもまだ帰還困難区域であった場所ということで、比較的線量の高い場所も残っているということで、今時点で除染の完了見込みということは立てることができないという状況でありますので、ここは大変申し訳ありませんけれども、スタート時点では2020年代をかけてという形にならざるを得ないことをご了承いただければと思います。

しかしながらのですけれども、この2020年代をかけてということですけれども、これは今後区域の追加があり得るべしというところでの2020年代をかけてということになりますので、2020年代の最後までできないということでも決してありませんので、ここはできるだけ早くするために、この計画が成立しましたら、環境省とどれだけ早く終了させることができるのかというふうなことを協議してまいりたいと思っております。現在のところ解除の時期については明言できませんことを申し訳ございません。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 時期が明言できるできないもそうなのですけれども、実際に解除のエリアが決まってくると、外縁除染の話とか、そういうのも出てきて、実際はここに入っている外縁に当たるところも終わらないと、避難指示解除ができないスケジュールになっていくということを考えれば、大本のところを早くしておかないと、その後がずるずる、ずるずる延びてしまうと思うのです。それから、この2020年代をかけてということは、多分立場、立場で取り方が違うのだとは思うのですけれども、我々からしたら2020年代をかけて帰れるようにするというのは、今回の特定復興再生拠点区域のように、エリア全体がバリケードが外れて自由に使っていいですよとなるのがそういうことだと思うのです。我々がこのエリアを決めるときに、行政区単位で決めたわけですから、少なくとも地目で、3つの区域に分けたわけではないので、当然2020年代をかけて帰れるようにするというのは、少なくとも裏山とかそういうところは自由に立ち入れる。そこで、キノコを取ってはいけない、何取ってはいけないということの制限はあるにしても、人がそこに入れるような環境にしてもらうのは当たり前のことで、それが2020年代に終わると住民側としては思っていると思うのですけれども、町としてはそういう考えではなくて、ここの今回のグレーのところは、2020年代残ってもいいって、そこにはバリケードがまだあってもいいという考えなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。

避難指示解除の考え方につきましては、帰還をされる方が生活していく上で、安全、安心を確保するという、この考え方には変わりはないと思ってございます。ですので、裏山につきましても、例えば宅地、お戻りになる宅地の20メートルは山に持っていくということが基本という形で解除済み地域ではやってきましたけれども、必要であれば必要な範囲を広げるあるいは除染のやり方を考えていくということで、可能な限り線量を下げ、帰還する方の安全、安心を守っていくということをやってきました。こちらの考え方については、この特定帰還居住区域における考え方とも全く変わらないと思ってございます。バリケードにつきましては、立入禁止区域ということで、残さないということが基本だろうと思っております。安全、安心を確保するということで、この地域の安全を確保すると。ただ、山林については、どうしてもその制度上難しい部分が残ってきますということで、この生活圏から遠い奥山といいますか、ちょっと奥の入ったところについては、除染作業については難しいということは、この地域においても変わらないと思いますので、そこは除染が難しいということと認識しているところです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） もうすぐ13年目に入るのですけれども、10年以上待っていたのだから、あと何年間か待っていてもいいだろうという考えは基本ないと思うのです。もう本当に心が折れそうになりながら、戻るために一生懸命頑張っている人たちに、今のこのままだと目標がないのです。下手すれば、この一番下の点線の2029年、今からまた5年、実質今年入れれば6年です。令和6年度入れれば。それはないというか、心をそこまで持っていくのも大変なのです。せめてもう3年先ぐらいのところに、ここまでにいろんなことをやって、自分の家に帰れるようになるというぐらいのスケール感ではないと、心がもたないです。どんどん、どんどん自分の年齢も上がっていくし、そういうことを考えたときに、どうしてもここら辺までにというのは、今言える言えないの問題ではなくて、目的としてきっちとこの辺までにはやるという、それによって除染の費用とか予算とかいろんなことがかかるてくると思うのです。数入れればできるわけですから、やっぱりそういうことも含めて進めていっていただきたいと思うのですけれども、心が折れないように、今ここで始まつたら終わりがある程度見えているようにしてほしいのですけれども、同じ答えになってしまふかもしれないのですけれども、やっぱりそこは絶対必要です。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。

議員のご指摘そのとおりだと思います。心がもたないですよと、あまりもう待っていられませんよというところ重々認識してございます。こちらについては、環境省には重々申入れはいたしますけれども、できるだけ早くとしか今の段階では申し上げようがないというところで、大変申し訳ないのですけれども、住民の皆様にはこの進捗状況を隨時お知らせをしたり、そういった心が折れないように

というところで、希望を持っていただけるような施策をやらせていただきたいと思います。

あと先ほどご指摘もありましたけれども、インフラ復旧について間に合わないということがないように前倒しでと、こちらについても頭に入れて進めたいと思っております。もう除染によってできるだけ線量を下げるということを待つぐらいの気持ちで、インフラ復旧をできるだけ速やかに進めていくと。特に消防屯所ですか、そうした生活に不可欠なもの、生活に不可欠なインフラ復旧については、間違いなく復旧をさせるということを基本的な考え方として進めてまいります。この除染については、まだ少し協議すべきところがありますので、ご容赦いただければと思います。申し訳ございません。

○副議長（堀本典明君） 議長、どうぞ。

○議長（高橋 実君） 確認のためなのだけれども、460町歩のうち今回の計画案で出そうとしている面積220町歩、これを2020年代、令和6年度以降だと6年間で、年に1回何らかの見直しあるという説明は受けているのだけれども、基本的には220町歩を6年で解除、除染が終わるという認識を町でしているのか。そうすると、220町歩6回に分けて発注して、除染、解体やっていく、全部終わらないとこの220町歩が解除する気がないのか、終わった順に部分解除するつもりでいるのか。そこら辺の町執行部の目標というのは明確に持っているのかな。なぜかというと、この特定帰還居住区域におけるインフラ復旧等の想定スケジュール見ても、この裏づけなのだ、これ。今私が言ったようしか取りようないので。それでは6番議員が言う懸念材料、まるっきり浮き彫りになっているのだ。そこら辺から執行部の町としての、国で言っている2020年代というのをどう理解して、富岡町はこの220町歩なら220町歩、年1回の見直しならどんな見直しか分からぬけれども、どう考えているのか、方向づけは持っているのでしょうか、町は。これを確認したい。

○副議長（堀本典明君） 高野副町長、どうぞ。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。

この部分解除か全面解除かという点でありますけれども、この地域の皆様とのお話しも踏まえて、今の時点での考えでありますけれども、部分的にとなりますと、どういうふうな切り方をしてということが非常に難しいと思っておりますので、基本はこの地域、小良ヶ浜と深谷については、全面で解除するというのが基本的な考え方だらうと認識をしております。また、6年間かかるのかという点でありますけれども、220ヘクタールの面的な除染については、6年間かかるというより、もっと早く終われるものだらうとも思っております。ただ、もっと早く終わるだらうというところですけれども、線量が下がり切るかというところで、フォローアップも十分に実施していかなければならぬと思っておりますので、この除染のスケジュールについては、再度国と協議をしていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） この説明では私は理解できないのだけれども、仮に去年の4月1日に解除した直近の隣接地から追いかけていくしかないと思う、中抜けして解除はできないから。あとは220町歩の工程で、中間とか、一部夜の森、玉塚が入って2か年で、200町歩の除染が終わっている実績も町ではあるのだから、そうすると、これを発注する前に埋設物関係、下水、水道の復旧関係が終わってから、早い話埋設物が完了してから道路の面の舗装の打ち替えとか、そういうものをやっていくのだろうから、同時施工でできる部分とできない部分があるわけなのだ。どこからどこまでどう復旧かけるのだが提示がないから分からぬけれども、とにかくスピード感持たないと本当に13年過ぎて、説明会の今回のやつもこれ抜粋もらっているけれども、しかもこのスケジュールとか、この第4回小良ヶ浜地区のやつとつなげて整合性を見てみると、私は、理解できない。だから、ちゃんと目標を持って、220町歩で出して、国で除染を先行してもらって、先行していったら全部220町歩が終わってから解除になるのか、3分の1いいたら解除になるのかどうなのかの目標がしっかりしたスケジュールをつくってもらいたい、雲をつかむようで、これでは小良ヶ浜、深谷地区の町民の人らには、ここまで来たって最後に今の部分が一番大事になってくると思うのだけれども、町執行部はどのように考えて国と折衝しているのか聞きたい。

○副議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） いろいろ皆さんから一日も早くと、当然議員から、あと実際に住民の方にもそのようなお話を我々は承っております。議長からもありましたように、まずこの工程表でございますが、町として行うのが先ほどありましたように、ライフラインということで、下水、あと水道、こちらは企業団になりますが、あと道路ですね。こちらに示させてもらったのが今回220ヘクタールのエリアにおける下水とか、そういう我々ができるところの工程を、大体このぐらいできるのではないかということで示しております。当然解除に向けては、除染、線量低減はまず一番大切でございますが、住んでいくのには下水とかも普及しないと住めないということで、当然この工程を見て、除染はこの工程で我々が終わるまでに、線量は十分に低減していただきたいというのは、もうこれで示しているところでございます。これからも国にはこの3年間ですか、できれば線量を下げていっていただきたいと思っております。先ほどありましたように、220ヘクタール近くのところが過去に2年間で終わったというところも我々も承知しているところでございます。ただ、高野副町長からありましたように、線量が高いところもありますので、十分な線量低減ということも考えていかなくてはいけないかと思っております。ただ、工程的には我々はこの3年間社会インフラ、こちらをしっかりとやっていくことによって、それに遅れることなく除染がついてきてほしいと思っておるところでございます。先ほど部分的な解除もということもありますが、いろいろとこれからの法制度とか、支援制度を考えますと、地域の分断ということもありますので、220ヘクタールを一度に解除したいと考えているところでございます。ただ、早く帰りたいという人もいらっしゃいます。その方に関しましては、十分な線量低減を基に一部水道、下水の復旧をできたところについては、準備宿泊とか、そういうと

ころも視野に入れながら、住みたい人が住めるような形、一日も早く帰ってこれるような形で我々は進めていきたいと考えております。あくまでも今回2020年代ということで、工程をつくっておりますが、我々の気持ちはここから察していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○副議長（堀本典明君） 議長、どうぞ。

○議長（高橋 実君） 今の話を聞いていると、早い話令和11年までは解除するという気持ちはないということ、ただし準備宿泊のテーブルにのれる部分が完備になればというだけで、例えば11年、2020年代中はこの220町歩は地域の分断ということで、執行部は解除するつもりないとしか取りようないのだけれども、それで理解していいのかな。

○副議長（堀本典明君） 竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） すみません。私の説明が十分でなくて申し訳ございません。

解除目標というのは、当然我々2020年代ぎりぎりとは思っておりません。先ほどお話しさせてもらったように、この我々ができる下水とか、道路とか、この復旧時期に、完了した時期には十分線量が下がって、そこで解除していただきたいと思っているところでございます。ただ、その前にやっぱり一日でも早く帰りたいという人いらっしゃいますので、その方については、我々の社会インフラの整備の終わった段階で、線量がその部分が下がっているのであれば、準備宿泊も行えるのではないかというところで、実はもう始まった段階から、そのインフラと十分な線量の低減があれば、準備宿泊等も視野に入れていただきたい。目標はあくまでも解除の目標というのは、我々が思っているのは、この我々ができる社会インフラの整備が終わる、それに合わせて十分な線量低減というところで考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 私も先ほど6番議員と今議長からもお話をあったとおり、6年かけて解除というのは、考えられない。ただ、今まだその認定を受けていない段階で、いつ避難指示解除の目標を立てますかというのは、なかなか難しい部分あると思うのです。なので、今ほど竹原副町長が青い濃い線のところあたりで、線量低減されて解除できればいいなという思いを持たれていると思うので、町としてそういう思いを持たれていると思うので、まず認定を受けたその後に、きちんと国と協議していただいて、目標設定をぜひしてほしいのです。3年後なのか、2年後なのか、早ければ早いほどいいと思いますが、もちろんその線量はきちんと低減するというような条件で、それを目標設定していただいて、早めに町民の皆さんにお知らせできるような、それは国と協議必要だと思いますけれども、その辺りをしっかりとやっていただきたいというのが1点。

それと、このスケジュールを見させていただいて、例えば実線のところが町の事業の想定スケジュールとなっていて、それが終わった後に点線で関係者との協議等が必要というのは理解できなくて、どちらかというと、関係者との協議が先にあって、事業ができますよというものが後に来るのかなって

私は思うのですけれども、除染が終わらないと町の事業をできませんよというような部分とか、調査しているのでこの部分実線ですよというのはあると思うのですが、その辺が分かりづらくて、これどういった考え方でこういう実線と点線になっているのか、その辺説明いただけすると、お願ひします。

○議長（高橋 実君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ありがとうございます。

まず1点目につきましては、認定を受けた後にはなりますけれども、町と国と県とで復興を推進するための会議体というのを設けていく考えでございます。この中で、取組を具体的にというところを考えていって、工程などをすり合わせていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

2点目、計画の実線と点線の差でございますが、実は先ほど来あるとおり、この点線は除染の進捗によってという部分がございます。なので、先ほど竹原副町長からもあったとおり、町としてはここも目指しているけれどもというところで、除染によってはこの辺まで延びる可能性もあるよねというようなことで見ていただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。

認定を受けた後協議体ができるということで、いろいろ協議始まると思います。私がお願ひしたいのは、ぜひ早めにこの時期までに解除しますよと、目標を立てていただいて、しっかり除染をしていただいて、町もそこに合わせてインフラ復旧をしていただいて、その情報を早めに町民の皆さんにお知らせいただきたい。ここを目標に避難指示解除を目指しますというような、今までだと5年間の期間があったので、5年後に避難指示解除になるのだなというようなイメージがついたと思うのです。今回は時間が長いので、できるだけ早くその協議体の中で避難指示解除の時期を明言していただきたい。ここを目標にしているというのを明言していただきたい。それをきちんと町民の皆さんにしっかりとお知らせしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ご指摘のとおりだと思っております。国、県との協議を進めながらなるべく早めにお知らせができるように、お示しができるように進めてまいります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 2020年代には解除したいという前提の下で私考えたのが、この工程スケジュールどおりだと思って考えていました。というのは220町歩は、年に70町歩やれば3年で終わるわけですから、点・線拠点の解除のときには、線量をそんなに問題にしないで解除して、今日は解除は線量が低減してからだって随分強く言っていますが、それは当然のことだと思うのです。3年を目標で220町歩をやって、線量が低減しなかったらそれが延びるのはしようがないです。そういう考え方

で、3年なら3年で220町歩やってもらうように、町は環境省にもう強く言うよと。4年後にはもう解除なのだということを強く言ってもらわないと困るのです。線量、線量、線量、確かに線量です。その時点で線量下がらなかつたら当然解除はできませんので、前にも私特例はつくらないでくださいよと言ったように、 $0.6\mu\text{Sv}$ 前後とか、もう少し上がって $0.7\mu\text{Sv}$ 前後とかという議論で解除になるのだと思いますので、それはそれで起きてもしようがないと思うのです。ただ、6番議員、議長、副議長言うように、やっぱり3年間でびしっとやってくださいよということで強く要請してください。あの3年は追加で広げていった部分とか、あとはどうしても線量が落ちない部分をフォローアップ除染を続けていって、最終的には全面解除となるのかなと思うのです、6年の中で。これ220町歩6年かかってやつたのでは、あと10年も15年もかかってしまうでしょう。その工程はやっぱり町として強く訴えたほうがいいと思います。除染次第で解除が延びていくなんていう考え方では、いつまでかかるともいいですよと言っていると同じでしょう。その辺は強く考えてください。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（竹原信也君） ご指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおりこの線量を下げるというところをしっかりとやっていただくというのは、当然のことなのですから、スピード感を持ってしっかりした現実的な工程を組んでいただくということも強く申し入れていきたいと思います。現実的かつ迅速にこれだけの220ヘクタールということを面的にまず終わらせるためには、どのくらい必要ですかということで、具体的な協議をこれから進めてまいりたいと思います。できるだけ早くということを常に頭に入れて進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） よろしくお願ひします。220町歩除染をやるに対して、時間をかけて線量が下がるということではないですから、やることをやれば線量は下がるのですから、だからもう線量の高いところは最初に7センチ取って、下がり切らなかつたらもう一回やって、今度また3センチ追加で取るということではなくて、もう13年たっていますからノウハウは十分できていると思うのです。それだったら、最初から10センチ取れば1回で終わるわけですから、そのノウハウを生かせば、3年で十分私は線量低減させることができるとかなと思いますので、ぜひ環境省にもその辺を町としても強く言つていただければ、我々も機会あるときにはそういうことを申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（竹原信也君） ありがとうございます。

これまで積み上げてきました経験がございますので、こちらを基にしながら、あまり手戻りのないように、効果的にという形でスピードアップが図れるように協議を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかありませんか。

2番。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

皆さんからあったとおりだと思うのですけれども、私からも一つお願ひがありまして、まずこの計画については早く提出していただきて、早く認定していただく。それによって、今後のスケジュールが速やかに出てくると思います。環境省も、この計画が通れば、すぐに工程表をつくれると思いますので、そのつくる中で町としての考え方、何年までには終わらせることができるだろうということで助言をしていただきて進めていただきたい。ただ、やはり私も小良ヶ浜の住民として、小さい子供がいる人間として、しっかりと除染をした上で解除をしていただきたい。今回の点・線拠点についても、やはり点・線拠点自体は除染終了したかと思うのですけれども、それを補完する外縁については終わらぬままに解除に至ってしまった。そういう部分がありますので、ぜひそういったことのないよう、やっぱり期間内にできませんでした。除染が一部できませんでしたというようなことのないように、そういう中でのスケジュールをつくっていただきたい。それは、なるべく早い段階で解除ができるようなスピード感を持った進め方をしていただきたいと思いますので、私からはお願ひをしたいなと思っております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） ありがとうございます。

まず、認定をしてもらうというところで取り組みますけれども、これまで議員の皆様からいただきましたスピード感を持ってということと、あと除染の効果をしっかりと出すというこの2点については、必ず実施していただく、確認をしていくという形で進めてまいります。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかには。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 大体皆さん同じような考え方で意見述べられていますけれども、このスケジュール表で2029年度までってなっているのですけれども、これ逆算していったら、2029年度に例えば黄色にぎりぎりで指定されたってもう2030年度にまたがってしまうので、何年か前までには特定帰還居住区域に指定されないと、2020年度代に戻ることは不可能だよね、これ。何を言いたいかというと、220ヘクタールの47.8%は、2020年代で間に合うけれども、残った240ヘクタール、五十数%これで後から手を挙げたときに、2020年代に間に合うかな、間に合わないのでないかな、30年にまたいでも構わないのかな、国の考えは。だから、できるだけ多少強引でもパーセントを増やさないと宅地のところは全てやってくださいよと、希望するしないにかかわらず。そのぐらいの強い言い方してもいいのではないか。

あと私、大熊町、双葉町の特定帰還居住区域のテレビとか何か見たときに、除染、解体が終わった

ところから解除と読み取れるところもあるのです。だから、今回の説明は220ヘクタール一発解除だという説明なのだけれども、大熊双葉方式というのがあるのかどうか。一発で解除ではなくて、除染、解体したところから解除だよというやり方もあるのかどうか、その辺も国と協議してもらいたいなと思うのだけれども、分割解除はしないよという考え方だけれども、できるだけ早く解除して、次にかかるしていくのだったらば、あんまり悠長なこと言っていられないのではないかと思うのだけれども、その辺の考え方教えてください。

○議長（高橋 実君） 畠山補佐。

○企画課課長補佐（畠山信也君） ありがとうございます。

帰還意向のある方がいないところについては、おっしゃったようにどうしても区域に入れることができないというのが今の現状でございます。このことについては、国でも帰還意向のない方の土地や建物については、政府として残された課題として検討していくと言っておりますので、その検討状況を隨時町としても確認していきたいと思ってございます。あわせて、面的な除染が始まることによって、俺も帰りたくなってきたなど考える方もいらっしゃると思いますので、その追加の帰還意向確認の時期についても、国と協議を進めてまいりたいと思ってございます。

それから2点目でございます。居住区域制度については、段階解除というのは制度としてはございますが、富岡町といたしましては、拠点区域外のさらなる分断を避ける観点から、できればなるべく一括した解除ということを目指していきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 分かりました、町の方針ということで。

もう一点、これは検討してもらいたいのだけれども、解除にならないと居住はできないと、それは理解しているのだけれども、解除がなくても外縁除染のように、メイン道路から20メートルのところは除染してあるので、固有名詞出して申し訳ないけれども、旧ガス組合だったり、フジモールドだったり、ああいう事業所、工場とかそういったところは、居住が伴わないので、どんどん例えば福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所に入る企業なんかが駐車場で使いたいとか、あとは事務所とか、資材置場とか、そういうふうな利用を推進するような活動、そうすればにぎわいが戻ったように見えます。ああ、こういうこともできるのだと。バリケードは取れたけれども、どこまで解除されているのか、どこまでやれるのか、それが分からない人が結構多いのです。こういうやり方は町に登録してもらえば大丈夫ですよと。そういうものをもっとアピールすべきかなと思うのだけれども、その辺の考え方を教えてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 以前安藤議員に今回の設定になればという条件でありますけれども、その事務所等々のやつは使えるという形で私ども答弁させていただきました。ただいまご質問いただ

いた意図は、利用促進ができないかということで、この点について周知がなっていないと受け止めています。この点については、まさに経産省のホームページ等々に載っていますが、しっかりと町としてもPRをさせていただきたいと思います。活動できるという形で広報を努めさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、(1)、富岡町特定帰還居住区域復興再生計画案についてを終わります。

暫時休憩します。

休 議 (午前10時11分)

再 開 (午前10時12分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

町長。

○町長（山本育男君） 本日の議員の皆様からいただいたご意見、それからこのたびの国への申請ということで、富岡町特定帰還居住区域の復興再生計画案につきましては、本当に多くのご意見、ご懸念をいただいたと感じております。ご指摘については、早速国との協議の場を設け、可能な限りの対応をしてまいりたいと思っております。改正福島復興再生特措法で創設された特定帰還居住区域の制度の立てつけにより、今の段階では今回お示しした計画案が町として最大限の努力をした結果であると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。町といたしましても今回の計画案、それから区域設定が十分でないことは承知しておりますけれども、小良ヶ浜地区、それから深谷地区の皆様には、帰還を希望される多くの方々がいらっしゃいますので、来年度早々の除染着手に向け、早期に国に本計画を申請した考えにご理解を賜りたいところでありますので、年度内の国認定を受けるため、速やかに計画申請の事務手続を進めてまいります。引き続き、町内全域の避難指示解除を目指し、小良ヶ浜地区、深谷地区の復興再生に向けた取組を進めてまいりますので、今後とも議員の皆様、議会の皆様のお力添えを何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 1番議員、オーケー。

○1番（堀本典明君） オーケーです。

○議長（高橋 実君） 2番は。

○2番（佐藤教宏君） オーケーです。

○議長（高橋 実君） 3番。

- 3番（佐藤啓憲君） オーケーです。
- 議長（高橋 実君） 4番。
- 4番（渡辺正道君） はい。
- 議長（高橋 実君） 5番。
- 5番（高野匠美君） オーケーです。
- 議長（高橋 実君） 6番。
- 6番（遠藤一善君） オーケーです。
- 議長（高橋 実君） 7番。
- 7番（安藤正純君） オーケーです。
- 議長（高橋 実君） 8番。
- 8番（宇佐神幸一君） はい。
- 議長（高橋 実君） 9番。
- 9番（渡辺三男君） はい。よろしくお願ひします。
- 議長（高橋 実君） 俺は物足りないけれども、全員が了解しているけれども、とにかく目標値、執行部しっかり持ってください。
- 町長（山本育男君） その辺は重々我々も構えて、国と協議してまいりたいと思います。本当に一日でも、一分でも、一秒でも早く解除に向けて進めていければと思っていますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。
- 以上です。
- 議長（高橋 実君） 休議します。

休 議 (午前10時14分)

再 開 (午前10時26分)

- 議長（高橋 実君） 再開いたします。
- 付議事件1の(2)に入る前に、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、師田副本部長をはじめ、環境省福島地方環境事務所、関谷所長及び各担当者の皆さんが出席しております。
- 説明の前に、内閣府の師田副本部長、環境省の関谷所長よりそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。
- 先に、師田副本部長よりお願ひいたします。
- 師田副本部長。
- 内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） 内閣府原子力災害現地対策本部副本部長の師田でございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

東日本大震災及び東京電力の福島第一原子力発電所事故から間もなく13年経過いたします。いまだに避難生活が継続し、多大なるご不便をおかけしております、改めておわびを申し上げます。昨年は、富岡町特定復興再生拠点区域につきまして、4月1日に夜の森地区を中心とした面的な拠点の部分、また11月30日には小良ヶ浜、深谷地区内の道路や墓地といった点・線拠点の避難指示が解除され、富岡町の復興にとって大きな一年だったと考えてございます。避難指示の解除に際しましては、関係者のご理解とご協力に改めて感謝を申し上げます。今後は、現在計画申請の準備をいただいている特定帰還居住区域への対応を進めてまいります。国としましても、富岡町の一日も早い復興と再生に向けて、引き続き全力を挙げて取り組んでまいりますので、ご指導、ご協力をいただきたく存じます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、関谷所長よりお願ひいたします。

関谷所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（関谷毅史君） 環境省の福島地方環境事務所長、関谷でございます。どうぞ本年もよろしくお願ひいたします。

震災、原発事故から間もなく13年という中で、引き続き除染等が必要な状況が続いており、また避難指示の継続ということで、大変なご不便をおかけしております。改めておわびを申し上げたいと思います。今師田副本部長からもございましたとおり、昨年は避難指示解除された拠点に関する環境省事業についても、皆様のご協力を得て進めてまいることができました。引き続きまだ作業残っているところがございますけれども、安全を第一に、かつしっかりと除染の効果を出していく、そういうことを胸に事業を進めていきたいと考えてございます。また、先ほどご審議があったと聞いておりますけれども、特定帰還居住区域につきまして、今後計画が申請され、また認定がなされた暁には、環境省といたしましても、令和6年度のできるだけ早い時期に除染が開始できるように、迅速に様々な準備あるいは関係人の方からの同意取得、そういったものを進めてまいりたいと思っておりますし、またご意見ありましたとおり、一日も早い避難指示解除に向けて進めてまいりたいと思ってございます。

本日はお時間をいただきまして、前回12月8日の全員協議会でご説明申し上げました点・線拠点の外縁の除染、解体の進捗状況につきまして、改めて現状と対応をご報告させていただきたいと考えてございます。これまでご説明をしてきておりますとおり、点・線拠点そのものにつきましては、11月末までに除染を終えておりまして、その結果として線量の低減が見られております。一方で、その外縁の部分の除染につきましては、前回ご説明をしましたとおり、当初の見込みより作業が遅れてしまっているということでございます。改めておわびを申し上げます。前回の全員協議会でのご指摘も踏まえまして、私所長として受注者に対しても厳正な指導をいたしまして、また環境省としてもできる限りの迅速化のための取組を進めてまいっているところでございます。前回ご説明をしましたとお

り、家屋解体の進捗がなかなか見込みどおりいかなかった理由の一つでございまして、そういった部分引き続きあるというところでございますが、除染可能となった箇所につきましては、できる限り迅速に残りの部分の完了を目指しているところでございます。この後資料を用いまして、その辺の現状をご説明を差し上げたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございます。

次に、各自名簿順に、所属と名前のみの自己紹介をお願いいたします。先に内閣府、次に復興庁、次に環境省の順でお願いいたします。

樋本さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（樋本 諭君） 原子力災害現地対策本部の樋本でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 樋口さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム参事官（樋口 豊君） 原子力災害対策本部の原子力被災者生活支援チーム参事官の樋口です。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 今泉さん。

○内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム企画官（今泉 亮君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの今泉です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 石垣さん。

○復興庁原子力災害復興班参事官（石垣和子君） 復興庁原子力災害復興班参事官の石垣と申します。本日もよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 成田次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（成田浩司君） 環境省福島地方環境事務所の成田でございます。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長の中村でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 丸之内さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（丸之内美恵子君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課の丸之内と申します。本日はどうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 野口さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（野口淳一郎君） 福島地方環境事務所仮置場対策課の野口です。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 真君） 環境省の仮置場対策課の太田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 井原さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 県中・県南支所長、井原でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省富岡分室、熊本です。本日はよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは付議事件1、（2）、点・線拠点外縁の除染、解体についての説明を環境省より求めます。
中村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 環境省、中村でございます。改めまして資料1、（2）を活用させていただきまして、除染解体工事の状況についてご説明申し上げたいと思ってございます。つきましては、資料1の（2）を御覧いただけますでしょうか。

○議長（高橋 実君） 説明は着席のままでいいです。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 承知いたしました。それでは、お言葉に甘えまして着席にて説明させていただきます。

資料を使ってご説明申し上げます。まず、説明に先立ちまして、先ほど関谷からもございましたが、改めて拠点の外縁の除染の完了が当初の見込みより遅れております点おわび申し上げます。全体の状況について、まずは資料1の（2）、1枚おめくりいただいた右肩2ページでご説明申し上げたいと思ってございます。

まず、点・線拠点全体の状況といたしましては、点・線拠点自体については11月末までに除染を完了いたしまして、線量低減が見られている状況かと思ってございます。あわせて、線拠点沿いの枝払いですか、側溝の堆積物除去等も実施したところでございます。また、除染の終了後も当然比較的線量が高い箇所については、引き続き確認させていただいて、可能な箇所でフォローアップ除染を対応してまいりたいと思ってございますし、既に一部実施しているところもございます。また、点・線拠点のさらなる線量低減のための外縁の除染と解体については、まず現在まさに残分の実施を引き続き進めさせていただいている状況にございます。こうした箇所につきましては、1つは関係人の未同意の箇所、また一部事業との県道関係工事との重複箇所がございますところに加えまして、当初見込んでいなかった分として、同一敷地内建造物の解体待ちといった理由によって、除染の同意済みであっても着手ができないといった箇所がある点、12月8日の全員協議会においてご報告申し上げたもの

でございます。その辺り本日、より具体的にご説明申し上げたいと思ってございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。右肩3ページでございます。12月8日に際し、またその後においてより一つ一つの画地を確認させていただきまして、やはり除染の進捗が遅れた基本的な原因といたしましては、外縁除染対象箇所に存在する解体予定家屋の一部につきまして、どうしても解体進捗の遅れが生じてしまつてございまして、その結果として、それが除染の進捗にどうしても大きく影響してしまうという点について、環境省側での認識が甘かったという点があったかと思ってございます。なぜ家屋解体がどうしても遅延してしまうのかといったところでございますけれども、やはり実際除染に入っていこうとした際に、その解体のご意向があるということが確認できている方、一方で現在それぞれの方のご事情もございまして、まだ解体申請をご提出いただけていないといった状況もございます。あわせて、3者立会いあるいはその申請いただいた後、必要な書類等をそろえていただく、あるいはそろえていただいた上で環境省で詳細設計調査をした上で、受注者において工事できるような状態にして引き渡した後に、さらに3者の立会いを、3者といいますのは、環境省と受注者と関係人の方の3者の立会いを日程調整等させていただくななど、様々申請後も関係の皆様との調整が必要なところございます。そういう関係で、なかなかスケジュールが予定どおりに組めないといったところございます。あわせて、環境省の解体についての施工体制をより適切な形が組めたのではないかということで、施工できるところが施工できていなかつた部分があつたと、そういうところが一部解体遅延の原因ではなかつたかと考えてございます。

また、どうしても除染の同意ですか、解体の申請、そして3者立会いを受けて、できるところから迅速にまたは柔軟に除染や解体を実施するという形で現在の工事やってございまして、決められたところをあらかじめ実施するというよりは、まさに本当にできるだけ早くに工事に着工して、できるところができたらすぐにでも対応するといった対応を取っておりますところで、どうしても個別の工事の進捗実績が隨時変わっていくものですから、全体の進捗率を計算するのに少し時間がかかつたということで、12月8日の全員協議会に近づくまで、なかなか全体の状況を把握するのが遅れてしまつたと、そういうところがあつたかと思ってございます。

続きまして、そういう点を踏まえて環境省の対応でございます。右肩4ページを御覧いただけますでしょうか。点・線拠点の外縁の除染、解体の進捗に関する現在の対応として、まずそういう関係人のご都合等もあったとはいえ、やはり11月末までに外縁除染を皆様にご説明しておりました見込みどおり進捗しなかつた点につきましては、受注者に対して、福島地方環境事務所長の関谷から厳正に事務所において指導いたしまして、まずその施工体制も強化して、迅速に除染、解体を進めるべしという点、また進捗管理の観点から、状況を迅速に把握して、問題があればすぐに対応するようにということについて、改めて指示したという状況でございます。受注者からも、そうした進捗状況把握の不備など陳謝があつた上で、より適切な施工体制の確保ですか、進捗管理について約束されている状況でございます。それを踏まえまして、環境省の事務所また受注者の現場事務所ほかで、隨時様

々何度もやり取りを重ねました次第でございます。それを踏まえての現在の主な対応について、4ページの下側の緑色の四角のところで書かせていただいてございます。

まず、全ての点・線拠点の外縁の画地を画地単位で、一つ一つ状況を確認いたしまして、除染や解体の進捗状況あるいはもしも進捗できていない場合にあっては、どういった原因があるのかという点を改めて1つずつ確認して明確化してございます。また、明確化した上で、その中で解体のご申請をいただいているけれども、なかなかその後の調整の関係が時間がかかっていて、工事に引き渡せない案件につきましては、さらに調整できるだけ迅速化に努めまして、その後15件ほど追加で工事に引き渡すことができてございます。こうした案件、その後どうしても着手後の立会い日の調整ですとか、そういったところがあって、引き続き関係人の皆様とのご調整を迅速に進めていきたいと思ってございますが、そういったところを一步進展させているところでございます。

あわせまして、施工体制につきましても、できる限りの体制の増強ということで、拠点外縁に新たに作業班でいうと8班追加で投入してございまして、これらを通じて具体的に施工の迅速化を図ってございます。また、受注者とも引き続きさらなる体制の強化、継続して実施していくということで、調整を図っているところでございまして、環境省で施工できるのに施工しないと、あるいは施工が遅れるということがないように、現在全力を尽くしている次第でございます。また、進捗管理の把握、適正化という観点でも、やはり解体の進捗の状況が除染にどう影響するかという点についての把握の遅れがあったと思ってございまして、そうしたことのないよう受注者、そして環境省においても、除染、解体を統括的に進捗管理する者を改めて位置づけまして、除染が最も迅速に完了する形で、解決する対応について個々に検討して実施していくとさせていただいてございます。こうした個々の状況については、工程会議等で課題解決に向けて関係者で随時協議して、結果を反映して迅速化することを一画地一画地実施いたしました。また、そうした進捗状況も含めて、最低週1度といいましょうか、より多くの頻度で発注者、受注者間で協議しながら、工事進捗も1画地ずつ確認させていただいて、やむを得ず進捗が遅れそうな画地については、すぐに原因を分析して、工程を改めて検討し直すというようなことを全てについて実施いたしました。その結果として、既に可能な限りの早期の解体あるいは除染の完了予定の設定を申し上げておりまして、それに従ってぜひ進めていきたいと考えている次第でございます。

続きまして、右肩の5ページと6ページ、見開きのような形にさせていただいてございますので、併せて御覧いただければと思ってございます。こうした迅速化の結果といたしまして、まず43.8ヘクタールのうち、現時点での除染未同意4.1ヘクタール、県道事業予定地との重複の2.3ヘクタールを除了いた面積としては、37.4ヘクタールございます。そのうち83%、8割超に当たる31.3ヘクタールについては、年度内までに完了させるということで、予定を組んでございます。こうした箇所については、確実に何とか年度内までに完了するようにしたいと思ってございます。

一方で残された箇所、つまり6.1ヘクタールにつきましては、現時点でどうしても解体のご申請を

引き続きお待ちさせていただいているですとか、もしくは着手日の立会い日の調整ですか、そういったところが引き続き残っているところございまして、そうした箇所については、今の時点ではどうしても除染の完了見込みを4月以降とさせていただかざるを得ない状況となってございます。こうした箇所につきましても、当然関係人の方とのご調整がつき次第、迅速に除染完了に向けて作業を進めていきたいと考えてございます。

また、右肩6ページのところでございますけれども、施工体制の強化ですか、もしくは原因の明確化等、先ほど申し上げた取組を進めていった結果として、今の想定でありますけれども、12月までの間の施行に比べて、より迅速な施工を完了ベースで見込んでございまして、3月末までに向けて、12月までに比べて1.5倍ほどの完了ベースの見込みをスケジュールを入れさせていただいてございます。そのような形で、何とか迅速化を進めまして、環境省として可能な限り早期の外縁除染の完了を目指していきたいと考えている次第でございます。本当にお待たせしてしまって申し訳ございません。引き続き環境省としてできることは最大限やってまいりますので、ご理解をいただけますと幸いでございます。

環境省の説明は、一旦以上になります。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

4ページのところに、進捗状況把握の不備ということがあるのですけれども、進捗において見える化はされているのかどうか。あとは、今回の資料についても何%、何ヘクタールという報告があるのですが、地区全体のどういったところ、その外縁の部分についても、やられて完了しているところ、やっていないところ、そういったところのすみ分け、そういった部分とあと今後その面的な除染になった場合の進捗状況も含めて、そういったところはやられているかどうか、そういったところをお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご質問、ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、進捗管理につきましては、まさに実際には地図ベースで進めてございまして、一つ一つの画地について、地図を見ながらこの画地についての状況はどうかという形で進めている次第でございます。本日の資料には、個別の地図はおつけしてございませんが、実際にはどの画地が未同意、どの画地が除染進められる、あるいはどの画地については、解体の状況で現在進められないというところを1つずつ確認している次第でございます。もし今後、例えば特定帰還居住区域につきまして、計画認定いただいた上で除染を実施していく際にも、当然ご迷惑をおかけするようなことがないように、解体と除染を一体で管理していくようにしたいと思ってございますし、その際には面的な状況を見える化といいましょうか、しながら進めていくとい

うことを今回の反省を生かしてぜひ行っていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

実際小良ヶ浜、深谷地区の住民も含めて、議会の議員も見て一発で分かる状況、あとは進捗状況もやはり住民の方の安心材料になると思いますので、しっかりとそういうところを公表しながら、周知もよろしくお願ひしたいなと思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。

進捗状況含め、周知は隨時ご地元の方にも伝わるような形で実施していきたいと思ってございます。実際例えば未同意とか、一部個人情報に関係するところは、お出しの仕方は工夫する必要があると思ってございますが、いずれにせよ進んでいる点が伝わるように、ぜひご地元の方にもうまくご説明していきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 同じ4ページのところで、施工体制の強化ということで、新たに8班を追加していただいたようなのですが、今解体、除染を進めているのは、外縁とあと特定復興再生拠点区域の中もやっていると思うのですけれども、特定復興再生拠点区域の解体を遅らせて、そっちの班がこっちに入っているというようなことはないですよね。環境省がやっている全体として、8班を増やして解体を進めている、そういう体制強化であって、外縁だけの体制強化ということで、こっちをおぎなりにしているということではないのですよね。それだけ確認したいのです。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりといいましょうか、8班については新規で追加した、資料の拠点外縁にと記載した関係で、一部誤解をさせてしまったら申し訳ございません。おっしゃるとおりかと思っております。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 全体としてやっていれば、いろいろな理由で遅れたりはあると思うのですけれども、やはり決まったときに速やかに施工ができれば、それだけ早く進んでいくので、結構何か順番待ちで、特定復興再生拠点区域なんかはもう解体をお願いしましたからなんていって、あとご迷惑かけますなんていっていても、もう2か月たっても3か月たっても4か月たっても、あっち終わらないとこっちには来ないのかななんていう雰囲気を持っているのですけれども、現実に。外縁除染も同じで、決まったところからどんどん入れる体制というのを整えておけば、もっとスムーズなのではな

いかと思うのですけれども、その辺の体制に関してはどうお考えなのですか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。こうした意味で、施工体制の問題でお待ちいただくということができるだけないようにならぬかと思つてございます。ご申請いただいてから、なかなかすぐに工事にお渡しできないという側面もございまして、申請いただいて例えば必要な書類ですとかあるいはその内部動作の状況等を踏まえてご相談させていただいて、その後環境省で、実際の解体に向けたご理解がいただければ、現場に入らせていただいて詳細調査をして、調査した結果をもって工事に渡すと。その後工事で改めて3者立会いをした上で、最終的にどの建物を壊す、そして、どの建物は残す、あるいはどの内部動産はやはり持ち出すみたいな調整をさせていただいて、その結果として具体的な工事着手日が決まっていくというようなプロセスがございまして、こうした意味で申請してすぐに作業の手が入れられるかというと、どうしてもそこに一定のお時間はいただいてしまうようにはなつてございます。一方で、環境省の作業体制の問題で、しばらくお待ちくださいということがないように、できるだけしたいと思ってございますので、そこは受注者ともよく調整しながらお待たせをできるだけしないようにしたいと考えております。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） このたび本格除染というのかな、特定帰還居住区域を申請して、220ヘクタールが認定になれば、まだまだこの外縁除染の数ではない膨大な数が出ると思います。そういったときに、今回の点・線拠点外縁の進捗の遅れ、これを今学習したわけだから、二度とこのようなことがないように、何が原因だったのか。環境省は、発注者側だから私たちが発注者に何で遅いのだというのもおかしいのだけれども、受注者に何で遅れているのだって本当は言いたいの、ここに受注者を呼んで。だけど、それもかなわないから、発注者に対して言わせてもらうのだけど、私は立場上やはり地元を使ってくださいと言います。ただし、一番肝腎なのはやはり期限を守ることが一番大切なと。それでないと、どんどん、どんどん遅れていってしまうから、本当は私これ見て、この5ページの8割超、31.3ヘクタールが3月末完了予定、12月の段階で、私は12月か1月にはもう終わってしまうのかなと、遅れていてもゼネコンが本気になれば、もう残ったものくらいは1月、2月までには、でも今これ3月末予定だってなっているから。8班投入というけれども、ゼネコンが本気になったら8班どころではないと思うのだ。だから、その辺は受注者にもっと気合入れてもらって品質を落とさないこと、期限を守ること、この2点をきっちり守ってもらって、もっと厳格に、今課長の説明では例えば同意をもらわないと、3者立会いが終わらないと、作業体制に入れないとという話だけれども、もう同意が終わったならばぱぱっと処理できるよと、それくらいの体制を取ってください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、今回このようなことになった点について、改めておわび申し上げたいと思ってございまして、当然今回のこと踏まえて、もし今後特定帰還居住区域を除染させていただく、あるいは解体を進めさせていただくに際しては、今回の教訓を生かして、施工管理と進捗管理をより適正にさせていただいて、かつご地元にできるだけ早く避難指示解除につなげていただけるように、迅速に進めていきたいというのはもうそのとおりだと思ってございます。その際には、まさに丁寧に対応させていただくところは、先ほどご指摘もありましたけれども、当然品質が下がったりすることがないように、また関係人の方あるいはご地元の方の思いもうまく酌みながら、一方で環境省の事情で施工が遅れるということがないようにして、ぜひ進めていきたいと考えてございます。また、施工体制のところ、8班しか増えていないという点が弱いという点も、申し訳ございません、実際にそこは受注者としても、今できるだけの作業体制の状況をしている次第でございまして、さらなる体制の増強を図ってございます。

一方で、どうしても安全に、ご地元の方にご理解をいただきながら、施工していく必要性もあって、そういうときにはやはり今当然ご地元の事業者含めて、様々なご努力もいただいている中で、結果的にご理解いただいて前に進めるのに一番いい方法ということで、まずはその作業班の追加をさせていただいてございますけれども、当然人を多く投入すれば進捗は早くなるというのはご指摘のとおりではございますが、特に今回残っている箇所については、どうしてもそうした様々な個別の案件で申し上げれば、内部動産が残っていて、それをもちろん持ち出せばいいのですけれども、持ち出し先がまだ決まらないとか、ある意味我々で13年お待たせしてしまったせいというところもあるのですけれども、別のところで、例えば居住なりされている方について、中にあるものをすぐに持ち出せないとか、そういう個々の関係人のご事情による部分もあったりいたしまして、そういうところと一つ一つ調整しながら、丁寧にも対応してかつ迅速にやっていくという中でも、その施工のせいで遅れないようにはしていくのですけれども、よくうまく地元と調整しながら進めていくようにもさせていただいておりますので、ただ作業班の、あるいは施工体制の増強は、引き続き図っていきたいと思ってございますし、その際に何らかの別の要因によってそれが増強できないということないようにしたいと思ってございますが、まさにご指摘のあったとおり、いわゆる品質と丁寧さと迅速さをどう両立させていくかという中で、最もよい方法をきちんと受注者とも協議したいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

1点、今の話の関連なのですが、朝晩の作業車というか、ダンプの交通マナーが最近特に悪い、最近この地域では交通事故が増えているのです。そういう状況において、今言った職場の管理というよりも、ある程度その職場に対して、事業所に対して環境省が強く言うことによって、負担というものが出てきているのかな、そういうのによって、除染、解体が遅れたり、そういう原因になるのではな

いかと危機感を感じるのですが、その点どう感じていますか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） まず、もし本当に交通マナーが悪いとしたら、もうそれ自体は本当に申し訳ございませんといいましょうか、環境省の事業でそうしたところがあれば、そこは発注者としてきちんと受注者に対して指導していくようになしたいと思ってございますし、これまで特に交通マナーの件に関しましては、本当にご地元にご迷惑をかけてきた過去の経緯もございますので、そこは徹底して、受注者に対して除染、解体もですし、そのほか富岡町でお世話になっている工事では、常に言ってきてているところだとは思ってございますが、ただ恐らくまだ足りていないところで、引き続きご迷惑おかけしているのかなと思っておりますので、改めて受注者には当然にマナーを守っていただきて、例えば環境省でいえば一方通行ですけれども、地元の皆さんには相互通行になっている箇所とか、そういったところをきちんと気をつけて対応するようにというところは、改めて受注者に周知していこうと思ってございます。環境省でプレッシャーをかけてしまって、それが施工で粗くなってしまっているのではないかというご指摘もありますがとうございます。環境省としては、確かに今回の件も踏まえて、できる限り迅速な施工という点は、かなり強く受注者に言っておりますので、その結果として実際に作業していただく方にも、迅速な対応を求めていることになっているとは、そこは正直に思ってございますが、ただそれは丁寧にやらなくていいですか、あるいは無理に粗くやれという趣旨ではございませんで、例えば先ほどございましたとおり、施工作業班を増強するとか、もしくは工程の中で最も迅速化できるところを除染と解体で連携して、その際一番除染が完了するのに最適な方法を考えるとか、そういった形で何とか施工を最適化するという趣旨でございますので、それが地元の現場において、施工が粗くなるということがないように、その点は我々としてもそういった思いでございますので、その点も改めて受注者によく伝えていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

ただ一応環境省が伝えるのではなく、基本的に現場、現場によっても用途も違うと思うので、それをやっぱり把握しながら指導するなり、またその地域の環境であれば、住民のオーケーがあれば、それなりの地形を感じながら作業させるとか、そういう指導はもちろん必要だと思うのですが、もちろんそれを踏まえてありますか。

○議長（高橋 実君） 中村課長、お願い、詳細に説明してくれるのはいいのだけれども、短く。

中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） おっしゃるとおりで、ちゃんと現場の状況を踏まえて、それぞれの場所、場所で最も適切なことになるように受注者と連携して対応していきたいと思ってございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 小良ヶ浜の新墓地周り、点・線拠点を解除するときには大分線量が高かったと思うのです。今までやったことないような植生土のうを敷き詰めて、線量低減に努めたと思うのですが、どのくらい低減したか、線量調査をしていればお聞かせください。していなかつたらした後の報告で構わないです。

あと1点なのですが、常に点・線拠点の解除のときも、今日前段でやった居住区域の件でも、線量の話が大分出たのですけれども、どうしても線量を下げていくには、6号線から西側と東側では全然状況が違うと思うのです。というのは、うちの周りには必ず居久根と言つたらいいのか、我々言えば囲いと言うのですが、うちを囲っている木ということで、その辺を切つていかないと、どうしても宅地は下がらないと思うのです。13年たつたからもう木にはあんまり線量ないよと言つているかもしれないですが、まだまだ線量は高いのです、立ち木に関しては。いつもこれ議論になりますが、どこまで環境省が切ってくれるかということなのですが、震災後に出了木はりますよということなのですが、それをある程度20センチ程度という目安でいるのかなと思うのですが、努力してもらって30センチぐらいまで切つている木も十分多くあるかと思うのです。持ち主がやっぱり囲い周辺を切つてくださいというときには、切つてやらないと下がらないです、やっぱり。これからそういう問題がいっぱい出てくると思うのです。それで、環境省も本省でなかなか理解してくれなくて切れないのだとは思うけれども、その辺をやっぱり打開しないと、線量低減につながつていかないと思いますので、ぜひ今後の課題として、その辺はできるだけもう持ち主が要望するものは切るような考えを持っていただきたいと。その辺の2点をお願いします。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございます。

まず、1点目の中良ヶ浜共同墓地の状況でございます。まだきちんと全部は整理し切れていない部分がございますが、ご指摘のとおりで前回12月4日にご報告して以降もさらに土のうの設置を進めてございまして、その結果としてかなり線量の低減見込めてございます。まだ平均値といったところがきちんとお示しできていないので、その辺りは整理して改めてご報告申し上げたいと思ってございます。全体的に場所によっては50%とか、そういった低減も見られている箇所もございます。ですので、土のう敷設自体は今回はかなり新しい手法として導入させていただきましたけれども、有用なのかなと思ってございますので、今後に向けてもどう使っていけるのか、ぜひ全体的にも考えていただきたいと思ってございます。その数字的なご報告はまた別途改めてさせていただきます。

2点目の木の件でございます。おっしゃるとおりで、我々でもやはり小良ヶ浜地区や深谷地区においては、いわゆる屋敷林がかなりあって、かつ宅地と相当隣接したところに木があるといったような

状況も含めて認識している次第でございます。ですので、そういう中で、まずはその宅地の線量低減が十分に行われることが当然前提だと思ってございまして、線量が下がらない場合にはもうできるだけのことをする、そういった認識でございます。先ほど渡辺議員からもありましたけれども、木自体に本当にどれくらい線量があるのかみたいなところは、引き続き今の環境省の認識としては、その生えている木そのものには、直接的には線量があまり確認できなくて、例えば根っことか、そういったところにおいて、一部線量が高かったりですとか、もしくはその木が生えている結果として、土壌のところがあまり触れないとか、そういった状況もあると思ってございます。また、除染作業をするときとか、解体作業するときには、作業の支障になるものは、当然伐採させていただいていまして、そういう中で例えば震災後に生えた木とか、あるいはどれくらいの太さみたいなところを個別の現場、現場でご相談しているというのが今の状況だと思っております。ですので、持ち主の方からお話があって、それをすべからくでは全部切れますみたいなことを今この場でなかなか明確にはお話しできないところもあるのですけれども、一方で当然一人一人のお話あるいはご指摘、もしくはご要望を踏まえて、一つ一つの現場ごとに対応はきちんとやっていくのだと思っておりますし、そういう中で、除染や解体の範囲の中でうまくご地元のあるいはそのご本人の思いを酌み取っているというところがあれば、そこはできるだけ寄り添っていきたいとは思ってございます。直接的なお答えになってなくて恐縮ですけれども。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 墓地周りの線量に関しては、大分低減したということでは、後で平均値とか報告いただけるものだと思っております。

あとうちの周りの囲い、宮城県とかあっちに行けば居久根といって、大分うちの後ろに山を抱えているようなところいっぱいありますけれども、ここは居久根ほどではなくて、本当に木が1列、2列植わっている囲いです。そういう程度ですから、やっぱり切る方向で努力してもらえば線量が下がると。除染、解体の目的、何でやっているのというと、やっぱり線量を低減させるためだと私は理解しているのです。その辺をぜひ努力方お願いしたいと。今どこでやっているの、鹿島でやっているのかな、引取り。除染、解体の環境省でやらない部分を自分で切り倒して、お願いすると、鹿島で引き取っていくということですので、どっちも国の予算でやっていることなのです。それをお互いに話すれば、一本化して私はやれるのかなと思うのですが、これいかんせん国のことですから、どうしても縦割りの部分があつてできないという状況が生まれているのだと思いますが、それはあくまでも国の考え方で、やってもらうほうの考え方ではどっちでやっても同じだろうとしか思っていませんので、その辺をぜひ答えていただきたいと、お願いします。

あともう一つ追加で言わせてもらうと、先ほど車のマナーの問題出ましたが、私は毎日富岡町に来ているのですがそんなにマナーが悪いとは思っていないのです。かなり厳しくやられているみたいですから、一方通行なんか間違って走ったら、もう周知会できっちり締められるということで、私はマ

ナーが悪いと思っていないのです。その辺をじっくりやっぱり調査しないと分からないです、自分たちで。その辺をじっくり調査してみてください。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。

まず、1点目の件でございます。おっしゃるとおりで、まず除染そのものはあるいは解体も含めですけれども、線量が低減できるようにというのが第一というの、もうご指摘のとおりだと思ってございまして、線量はできるだけ下げるという認識に変わりございません。そういう中で、例えば木が生えていることに伴う線量の影響ですか、あるいはそのままに除染作業する際の支障なのかとか、そういったところをよく見極めながら一つ一つこの現場でご相談をさせていただければと考えております次第です。ご指摘のとおりで、環境省の除染、解体工事で、例えばそういった中で伐採した場合とか、あるいは多分先ほど鹿島とおっしゃっていただいたのは、いわゆる環境省で除染なりあるいはそのほか屋外の残置物について片づけるといいましょうか、そういったごみの収集業務がありまして、そういう中で結果的に切っていただいた木を残置物として片づけさせていただいているというところございます。その辺り確かに縦割りと言われてしまうと、本当に申し訳ない限りなのですけれども、ある種もともとの業務の位置づけが違う中で、一方でこっちの業務でやっているからこっちでやりませんとかいうことがないように、うまく連携した結果として、木を切っていただいたのに持つていかないことがないような形で今は取り組んでいるところがございまして、なかなかそういう意味で、元の業務の趣旨が違うものですから、一本化するというのは難しいところはあるのですけれども、一方で連携がうまくないせいでご地元にご迷惑をおかけすることはないようにしたいと考えております次第です。

あとまたマナーの状況についても、ありがとうございます。そういう意味で我々でも状況をきちんと環境省として把握していくようにしたいと思っておりますし、その状況も踏まえて、受注者とはよく相談したいと考えてございますので、その点ご指摘いただきありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 立木の伐採の件で、師田副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（師田晃彦君） まず、政府として縦割りになって落ちることがないようにはしっかりと見てまいります。その上で、今おっしゃった除染、解体の話とあと廃棄物の処分の話も、全ては環境省の制度なものですから、環境省の中でしっかりと連携してもらながにがら処理していただけると考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） そういう話が出たときはひとつよろしくお願ひします。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） しっかりやっていただけるということで、1問目、2問目に関しては終わり

ます。

交通マナーの件は、言わされたから発注元に厳しく言うということではなくて、やっぱり環境省そのものもきちっとした調査しないと分からぬと思うのです。これ調査するのに一番分かりやすいのは、ガードマンから聞き取り調査するのが一番いいのです。ガードマンは日々道路に立っていますから、簡単な手法で調査できますので、ぜひその辺を悪いとすればやってみてください。お願いしておきます。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ありがとうございます。

ガードマンの聞き取り含めてやり方を考えて、環境省としてきっちり状況を把握していきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかありますか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。

前回全協のときに、11月末まで終わっていただくはずのものが延びたということで、私も12月なのか、1月なのかそのぐらいに終われるような体制を取っていただきたいというようなお話しさせていただきました。出てきた資料を見ると、また3月末までということで、しかも12月末、1月からは少し施工班も増やしている中で3月末まで延びているというのは、どうも納得できないです。その中で、今ほどいろいろと説明を聞いていた中で、工事にかかりないものがあるよというお話があったではないですか。例えば荷物が運び出しできないで解体に進めないと、もちろん3者協議をしなければ、解体等も進まないので、そういう部分を抜いた状況で、今できるものをいつまで終わるのか、3者立会いしていないとか、そういうところって解体どのみちできないので、そこは延びてもしようがないと思うのです、それが2月になっても、3月末になっても。もしかしたら3月末だって荷物運び出しができなかったら解体できないではないですか。そういうものを除いた今の工事できるところの進捗状況、だから100件はもう工事できます、その中のもう95件まで除染、解体できていますよというような資料も欲しいのですけれども、そういうのって数字分かりますか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） 申し訳ございません。ご指摘のとおり、前回のときに3月ではなく、できるだけ早くにというご指摘いただいた点は、環境省としても重々認識しております。今スケジュールとしてお出ししているものに関しては、まさに迅速化を図った結果として、実際に確実といいましょうか、もちろん大雪とか、そういう天災の状況とかがない限りは、基本的に確実に施工ができるものとして、今までに進捗状況をご報告している次第でございます。各種調整を図って、できるものについては、基本的には着手、着工

していくというスケジュールの中で数字としてお出ししたところでございます。逆に言いますと、残っていると申し上げている6.1ヘクタールにつきましても、今4月以降とさせていただいてございますが、そうしたものに関しては、例えば3者立会いの着手日が決まらないとか、そういったところがあって、今具体的に申し上げられないものも含んでございまして、そういったところも調整がつけば、3月末に限らず2月とか、4月以降に限らず3月とか2月とかに終わる可能性もある次第ではございます。

一方で、前回あのようなことがあった関係で、今回どうしてもきちんとお約束できるところということで、完了ベースで確実にここは完了できるというものとして、今お出ししている次第でございまして、本当に1月末あるいは12月末と、全て終わらせると申し上げられていない点、本当に申し訳ないと思ってございます。施工上の状況としては、着手できるところはもう着手しておって、それを踏まえてできるだけ迅速に作業していくという観点で、不確実性がない状態として、3月末までの今数字としてお出ししていると、そういった状況になっております。その点重ねて申し訳なく思ってございますし、逆に言うとお示しした数字については、本当に大雪とか、そういった特別な天災とかがない限りは、必ず実現したいと考えております。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 11月末に避難指示解除しますというときには、それまでに除染はおおむね終わりますという話だったので、皆さん理解して、あとフォローアップ除染で高いところはもっと下げていただくしかないというような判断だった、私はそうでした。その中で実は終わっていましたという話になって、いつまでにできるのですか、できるだけ早くが結局3月末という話だと、本当に納得できません。本当にこれから特定帰還居住区域の除染もやっていかなければいけない。そんな中で、先ほど7番議員からのご質問にもあったとおり、お答えもされていましたが、今回こういった形でいろんな施工体制であるとか、管理体制の見直しをされたということで、同じことは起きないだろうと思いますが、その辺しっかりと聞いていかないと、我々も本当にそのときどういう立場にいるか分かりませんが、避難指示解除に向けて、現地調査にじょっちゅう行かなければいけなくなってしまうとか、そんな話になると思うので、その辺りを含めてもう一度しっかりと、これでよしとしないでさらにしっかりと見直しをして、しっかりした体制をつくっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 中村課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（中村 祥君） ご指摘ありがとうございますといいますか、本当にご判断いただく際の見込みに進捗が至らなかった点は、本当に重ねておわび申し上げたいと思ってございます。今回我々としても、重く受け止めておりまして、環境省の中での状況の管理、あるいは受注者との関係もしくは受注者における施工体制の強化について、関谷をはじめあるいは東京も含め、環境省全体の問題として捉えておりまして、今回そういった意味

で確実な数字もお出ししてございますし、また今後も特定帰還居住区域の除染、解体させていただく際にも、当然今回の反省を生かして、もう二度とこういうことがないように対応していきたいと考えてございます。その点改めてもう一度信頼回復できるように、ぜひ取り組んでいきたいと思ってございますので、引き続きご懸念の点、お気づきの点あればぜひご指摘いただきたいと思ってございますし、我々としては、逆にご指摘いただくことがないように、きちんとやっていきたいと考えてございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、なければ質疑をこれをもって終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、(2)、点・線拠点外縁の除染、解体についてを終わります。

ご苦労さまでした。

ここで説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 (午前11時22分)

再 開 (午前11時29分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件2、令和5年度第2回リフレ富岡跡地の利用についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） それでは、第2回目となるリフレ富岡跡地の利活用について、資料3に基づき説明させていただきたいと思います。資料が多うございますので、若干長くなります。早速説明に入らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、2ページを御覧いただきたいと思います。本日の趣旨説明でございます。9月7日開催の全員協議会では、第1回としてこれまでの振り返りを含め、温浴施設経営者等のアドバイスや旧リフレ富岡の経営分析、充当予算の確保などを説明いたし、議員各位よりご質問、ご意見をいただいたところであります。その後行政区長会等の場を活用し、町民の皆様に同様の内容をお知らせいたしました。寄せられた主なご意見につきましては、四角囲みのとおりですが、夜の森地区に中核施設を整備する必要性に対する反対はありませんでしたが、施設の必要性、収支見込み、整備時期の大体3つについて質問が上げられたと受け止めております。現在も基本計画の作成途中ですが、本日は執行部内で一定程度整理した方策や寄せられたご質問に対する考え方を説明いたしますので、議員各位のご助言をよろしくお願ひいたします。

それでは、施設の必要性に関わる施設のコンセプトを説明いたします。4ページを御覧いただきたいと思います。この件につきましては、第1回で説明したところでございますが、改めて説明をさせ

ていただきます。施設整備に向けた基本的な考え方、整備の目的は、町内での暮らしに楽しみによる心の豊かさをとし、その目的達成のために、買物環境と温浴施設を整備するものであります。また、施設整備の方向性として、主に町内居住者が気軽に立ち寄れる施設、環境や防災に配慮した施設と掲げました。イメージとしては、道の駅風な施設と考えてございます。

続いて、施設の収支見込みに関わる項目を5ページから順に説明をいたします。初めに、5ページを御覧いただきたいと思います。施設整備に向けた最適化事業方式などを説明いたします。施設の整備に当たっては、町が資金を調達し、その資金をもって施設の設計、建設、運営の3つの業務を包括的に民間事業者に委託する手法、D B O方式で整備することを現在考えてございます。こちらにつきましては、これまでご助言をいただきました民間の力の活用として選定したものでございます。この手法によりまして、民間事業者が運営段階を見越して施設建設に携わることで、建設分野ではコストパフォーマンスの高い施設の建設を、運営面では長期にわたる効率のよい維持管理を、町としては事業全体のコスト削減効果に期待するものであります。施設の管理運営は、D B O方式で採用した運営会社となります。民間企業がニーズへの効率化、効果的な対応を図ることを期待しております。整備棟数につきましては、国や県の補助金等を有効活用し、物販施設と温浴施設を分けて整備する考えでございます。施設規模につきましては、これまでの企業ヒアリング等を通して学んだ結果であります。それぞれの延べ床面積を物販面積は400m²、温浴施設は600m²とし、広めの駐車場と広場を整備することと考えております。なお、こちら物販施設でございますが、400m²はコンビニ大体2店舗と記載してございます。もっと具体に申し上げますと、さくらモールのイートインのあのスペースと考えていただければ結構かと思います。そのほか一般質問でご提案いただきましたステージの設置、それから自由に使える施設などを含めた検討を進めており、臨時のステージを設け、雨天時でも活動できる屋外テント、飲食の提供や調理施設、E V充電スタンドなどを現在検討を進めています。

続いて、備える機能を説明いたします。6ページを御覧いただきたいと思います。備える機能といいたしましては、物販機能に生鮮食品や日用品を取り扱うこと、温浴機能に適正な規模で整備することを町の要求とした上で、右側の項目につきましては、企業からご提案を受ける考えでございます。以下、先ほど申し上げたその他に関することについては、説明を省略させていただきますが、いずれも令和6年度に取り組む業務要求水準書の作成の段階で、町の要求内容と企業の要望内容の調整を進める予定であります。

続きまして、施設の配置計画案を説明いたします。7ページを御覧いただきたいと思います。当該敷地を有効活用する配置の考え方をまとめたのが四角囲みのとおりでございます。執行部では、歩いて行ける買物環境といいながらも、現実的には車両での来館が多いものと考えておりますので、駐車場への入りやすさを重視し、駐車場を囲むように、また近隣住民の皆様への配慮を念頭に置いた施設を配置することを考えております。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。ここでは配置イメージとして、参考までに

掲載いたしました。後ほど御覧いただきたいと思いますが、町が配置箇所を指定することなく、企業提案を受ける予定であります。なお、右側、南・I字型と書いてある赤丸囲みで記載しているところでございますが、こちらは井戸からの距離に注意と記載してございます。ここまで広い範囲ではございませんが、温泉井戸における天然性、可燃性ガス対策が必要だということがございますので、こちらは、注意しながら進めたいと思っております。なお、ただいまの立入禁止関係の詳細につきましては、14ページに参考資料を掲載しておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

続いて、施設利用者のシミュレーションを説明いたします。9ページを御覧いただきたいと思います。この件につきましては、一般質問で答弁させていただいたとおり、施設利用者数、それから収支見込みについては、町及び近隣自治体の現状や経済状況、移動時間等をかなりシビアに算出いたしたところでございます。表の見方でございますが、利用者を町内居住者、近隣自治体居住者、その周辺自治体居住者、そのほか関係交流人口利用者と区分し、その先で生活している方々の人数での試算、また移動時間を基に試算する2種類で行ったものでございます。結果としましては、記載のとおりでありますが、双方の試算から施設利用者数は年間2万8,000人を想定することとなり、先に先行事例として進んでいるところとも比較しても、同等でございますので、より現実的な数字と捉えております。これを踏まえました収支シミュレーションでは、関係交流人口をあくまでプラス要素と考え、固定客となり得る町内居住者から周辺自治体、移動時間にして30分圏内までの年間1万1,000人で試算をしてございます。

続きまして、イニシャルコストとランニングコストの試算について説明いたします。10ページを御覧いただきたいと思います。イニシャルコストでございますが、現時点における物価事情を踏まえつつ、一般的な公共事業費で試算した額であり、それぞれの概算費用は記載のとおりでございます。財源確保の観点から、各種交付金の活用を模索した結果は、備考欄のとおりでありますとおりであります。現時点では国補助金が9億円、町負担3.5億円の合計12.5億円と試算してございます。なお、温泉井戸の孔内調査の結果、鋼管に亀裂があることを確認しており、現在未復旧でございます。温泉として活用するためには、今後現行の温泉法に基づく復旧工事に当たることとなります。こちらにつきましては、国の補助金を活用することを見込んでおることを申し添えたいと思います。また、検討中でありますEV充電スタンドに関する試算は記載してございません。こちらについては、整備費用として1台当たり約600万円ほどかかると伺っておりますので、その額掛ける台数分を要しますが、財源確保の点につきましては、調査未了となっております。この点については、今後また詰めてまいりたいと考えております。

続きまして、ランニングコストの試算でございます。11ページを御覧いただきたいと思います。試算に当たりましては、収支、支出とも確実な分を試算いたしました。様々試算したところでございますが、結果として行政負担額は年間当たり約4,000万円前後ではないかと見込んでございます。しかし、その額には人件費は含めておりません。今ほど説明した施設利用者数や行政負担額については、

今後進める要求水準書の作成において、さらに精査することとなります。民間企業による企画提案の機会を設けても、提案者なしといった場合につきましては、施設整備に入ることができないことがあります。執行部としては、そのようなことがないように、要求書作成に進める考えでございますが、その点に当たっては、四角囲みの一例のとおり、町と企業との折り合いのポイントを見つけながら、要求水準書を作成してまいりますので、その際にも議会からのご意見をいただきたいと考えてございます。

続きまして、施設の整備時期に関わる整備に向けたスケジュールについて説明いたします。12ページを御覧いただきたいと思います。今年度は基本計画を作成し、令和6年度に業務要求水準書の作成と国などの財源調整を並行して取り組み、その後企画提案、審査、締結、企業による施設整備の着工を順次進めてまいります。

なお、令和6年5月頃の頭に米印でマークしております既存温泉井戸の再開準備について申し上げたいと思います。温泉を活用するためには、現在の井戸の復旧、再開が必要あります。各種手続や復旧工事に約6か月かかるものと想定しておりますので、こちらが入るとなれば、スケジュールが後半にずれ込む可能性がございます。また、申請手續がスムーズに進み、温泉の代替案となり得る沸かし湯ということも検討いたしました。こちらの沸かし湯を活用した温浴施設を想定した場合においても、敷地の有効活用、それから立入禁止、火気厳禁エリアを除くためには、既存の温泉井戸の温泉廃止届を県に提出した上で、井戸の廃孔工事を進めることとなります。廃孔工事につきましても、復旧工事と同程度の額を要するということを調査しておりますことを申し上げたいと思います。

次に、他の項目を説明いたします。13ページを御覧いただきたいと思います。今後さらに調査、調整項目に関して5項目ほどまとめて記載いたしました。まず（1）、福島県との協議調整といたしましては、温泉に関することや開発行為、建築確認に関する指導を仰ぎたいと考えております。

（2）、沸かし湯と温泉の経費確認といたしましては、調査を進めているところですが、現在可能な限り試算した結果を申し上げたいと思います。温泉を活用した場合、2年から3年程度でポンプを交換することとなります。そのポンプの性能にもよりますが、一般的には2年から3年で1,300万円ほどかかるという現状でございます。ポンプの必要がない沸かし湯はゼロでございます。光熱水費のうち、上水道料金と燃料費につきましては、沸かし湯が年間約2,000万円ほど上回る試算となりましたので、沸かし湯が温泉に比べ年間当たり1,300万円ほど高くなるという試算でございます。また、収入の面で申し上げれば、温泉と沸かし湯の魅力度という点で申し上げますと、沸かし湯にすると、魅力度の低下によって利用者数の減になりますので、収入及び支出とも温泉を活用したほうが分があると試算してございます。なお、今ほど申し上げましたのは、ランニングコストの面での試算であります。参考までにイニシャルコストとランコスを含めた試算を申し上げますと、温泉復旧費関係の初期投資がかさみますので、利用開始から約10年から15年たった時点から、沸かし湯が経費負担が多くなるという試算でございます。

続きまして（3）、ZEB化の確認でございます。こちらにつきましては、施設の配置によって日照確保が異なるため、ZEB化の計算も異なりますので、要求水準書作成のときに企業ヒアリングを通して、町の要求に含めるか否かを決めていきたいと考えてございます。

（4）、施設利用者増への施策としては、誰もが自由に活用できることを念頭に、調理場や広場の整備を検討しておりますが、そのほかイベント等による集客策の検討を進めてまいります。

（5）、本日の意見としましては、議員各位のご質問、ご意見に対する調査、施策を反映する気持ちでこれからも進めてまいりたいと考えてございます。

14ページ以降につきましては、参考資料となります。14ページには、既存泉源の活用に向けてご指導いただいた内容を記載いたしました。15ページ、16ページにつきましては、令和2年度における井戸孔内調査の結果をまとめたものでございます。17ページには、近隣自治体の公共温浴施設と令和6年1月1日時点の居住者数を掲載いたしましたので、ご確認をいただきたいと思います。

最後に、第1回の説明において、損害賠償と積立基金を分かるようにとご指導いただきましたので、それぞれ説明をさせていただきたいと思います。まず、原子力事故損害賠償金でございます。町は、リフレ富岡に対する損害賠償として18億2,400万円を受領し、その全てを町勢振興基金に積み立て、町勢振興と町民の福祉の増進を図るための様々な分野において、広く有効に活用することとしております。

次に、富岡町公用施設整備基金であります。こちらは、公共施設の整備に必要な事業に要する経費として、その財源を電源立地地域対策交付金、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、通称廃炉交付金でありますが、その一部を積み立てており、その額が現在約8億5,000万円であります。以上のことから積立金、それから賠償金、こちらをきちんと分かるように説明せよという話でございますが、積立金には損害賠償が含まれていないということを回答いたします。

以上で説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

説明いただきましたが、基本的に今回の施設について、前から疑問を持っているのですが、今ここにも参考資料の一番最後に、各町村にも温浴施設を設けていること、プラス今の町村の人口も書いてあるのですが、その対象に、9ページについての移動人数とか書いてありますけれども、実際に今の各町村が人口増えていない状況で常磐線沿いの町村が来たとしても、はっきり言って利用するかという見込みが不透明過ぎて、この施設を造ることによって、逆に無駄になってしまうのではないかと、有効施設として言えなくなってしまうのではないかというのも踏まえた上で、資料が足らないと思うのですが、課としてはどう考えていますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君）　まさにこの被災地特有といいますか、人口の戻りが遅いというのが現状でございます。そして、ほか自治体においても温浴施設が整備されても記載のとおりでございます。資料が足りないかというと、これで提示したのが今調査した結果でございますので、具体に何の資料が必要ではないかとご指導いただければ非常にありがたいと思っておりますが、確かに無駄ではないかという視点でいうと、では他町は無駄なのかという話になってしまいます。となりますと、この温浴施設について、中核拠点としてしっかりと進めていきたいという考え方であります。今さらではございますが、今能登半島での地震があり、各種報道されておりますけれども、やはりこの衛生面というのは非常に大事な部分と痛感してございます。その点においても、しっかりとそこは整備しなければいけないのでないかと産業振興課では考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君）　ただ足らないかと言ったのは、簡単に言うと隣接の町村でもいろいろ今回ここにも出ていますけれども、震災後造った施設の利用度を考えていくと、どれだけの目標人数ってあると思うのですが、それは当時の人口で造るときに諮ってきたと思うのですが、ただ今それに達するようなそういう場所が少ない状況において、やっぱり町民、住民、また隣接の人たちの利用頻度が少ないとすることが現実に出てる状況において、これを進めるべきなのかということと、もう一つは夜の森の復興計画も進んだばかりなので、住民も多くこちらに戻ってきてくれるかどうかかも分からない状況において、その施設を造るのは、住民に対してもいいのかということに対してやっぱり疑問があるのですが、その点どうですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君）　当然のことながら、各自治体が施設整備をしているということは、今ほど説明させていただいたとおり、相当のシミュレーションした結果必要だという形になっているし、既存のものを復旧していくことも事実かと思っています。それだけニーズがあるからこそ、各自治体が準備してきた、整備してきたということがあるので、その実際の各自治体が持っているそのシミュレーションの中身を私は知り得ない部分があるのですが、直近で言いますと、新しく造ったところにお伺いしました。勉強のために行ったところでありますが、まさにシビアに計算してやっていて、それでも人数は増えていますという話は受けています、人数は増えていますと。ただ、それは利用者数が増えているというわけであって、収支が見合っているかというのはまた別問題だと受けております。数は増えているけれども、収支はまだそこまでいっていないという話は受けております。

それから、2点目の夜の森の件で、町内全体の施設の話をさせていただきますと、町内でも公共施設、わんぱくパークだったり、共生型サポートだったりと試算した上で、こちらの議会にご指導いただきながら整備したわけでありますが、その点につきましても同様に試算した結果、現在では試算ど

おり利用者数は達成しているという状況であることは申し添えたいと思います。夜の森をこれから進めていく中で、住民に対する負担がかかるのではないかというご懸念かと思います。今ほどのスケジュールも申し上げましたが、現在その基本計画があり、これからその企業との条件等々の話の整理をしながら、要求水準書をつくり、この要求に乗るか乗らないかというのは、企業が決めることであります、そこになるのはまだ少しかかります。実際建築関係になると、さらにまたかかるということになるので、そこでまた状態が変わってくるかと思います。今はまだヒアリングと一言でまとめておりますが、私どもが学んでいる状況でありまして、条件提示ということは全然しておりません。今初めてこういう形で面積だったり、このぐらいではないかと試算をさせていただいた下で、またサウンディング調査といいますが、そちらを進めながらやっていくというものであります。そちらについても、当然のことながら議会には説明させていただきたい、途中でも説明したいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 分かりました。

これからまた調査するにしても、今言われたような中で数点気になったのですが、これから業者もどういう形になるか、業者によってこういう形でないと受けられないとか、またその調査の結果、どうしても造ることは今不可能であるという状態出たとしても、これはあり得ると考えていますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどD B O方式で進めるという話をさせていただきました。1番は、公共施設もそうですけれども、言葉は悪いのですけれども、箱物を造ったときに利用者がいなければ意味がないと思っています。ということは、D B Oという中でも、一番注視しなければいけないのは、運営側だと思います。運営側がここでやっている形であれば、そちらと条件という話になってきますし、第1回のときに渡辺三男議員から端的に言われたのが、町がどれだけ負担するのだと、これを明示しなければ多分企業乗ってこないだろうとご指導いただきました。まさにその点だと思っておりますので、これから要求水準書の中でそこは精査していくという流れでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 初期費用からどういうような形態でやっていくのかということを前から話出ていたものをまとめていただき、ありがとうございます。やはり夜の森のこれからの発展と、あと富岡町にいろんな人を呼び込むということで、ただ商業施設があればいいということではなくて、特徴的な施設が核になって進んでいくということからすると、既存の温泉をうまく利用した上で、人が集まる道の駅のような感覚というのは、非常に夜の森自体は、一定の時期に対しては人が来るポテンシャルがあるので、そういうことでここにこういう施設があるということになっていけば、そこにまた人が集まつてくるというようなことがあろうかと思います。やはり今富岡町は、こういう人が集まつ

てゆったりするという空間、大人の部分が少ないので事実です。戻ってきた人たちとか、たまに二地域居住している人ってなかなか皆さんここにいて、近所にいないと分からぬと思うのですけれども、結構夜の森も家が壊されていない家で、実際に二地域居住して月に何回とか、ある一定のときに来て、ある一定のときには来ていないというような形で住んでいる人がいます。そうすると、やはりゆっくりして癒やされるようなところ欲しいなという人が結構います。そういうところがあれば、もう少し楽に戻ってこれるのだけれどもな、もう少し長くこっちに入られるのだろうなという意見もあります。

今人を一気に1,000人、2,000人に増やすような施策を取れといつても、それは無理なことで、そういうふうに富岡町に来たいと思っている人で、二地域居住をしている人が少しでも長く富岡町にいるような状況をつくっていくためには、こういう少し心が癒やされる施設というのは必要なのかなと思っておりますので、ぜひとももっともっと突き詰めた上で、業者がここでやっていけるというような状況をつくっていただきて、なるべく早く進めていただきたい。やはりここに基本的な核がないとなかなか進んではいかないです。桜のときに人が来るので、人が来るときにいかにこの地域のPRができるかというのが一番の特徴になってくると思うので、ただ何の挑戦もしなければ結果は出でこない。今までいっていいということではないので、ぜひともいろいろ変えていくのを行政側で引っ張れるものは行政側で引っ張っていただきたいと思います。

その中で、時間がなかなか読めないとことなのですけれども、やはりある程度この辺までに整備を終わりたいというのがないと、なかなか住民も待っている人にとっては心待ちにしているのと、あと周辺に帰ってこようとしている人たちがどのタイミングで帰ってくるかというときに、やはりこういう買物の環境がそろう、そろわないもあるので、大枠でいいのですけれども、ここに書いてある全体のスケジュールからいくと、どの辺でやっぱり施設を完成させたいと思っているのか、改めてお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ありがとうございます。

まさに、今のままではとどまるしかないという形なので、何かここでやっていかなければいけないという中で、このリフレ富岡跡地の利活用というのは、もう過去5年間ほど詰めてきたところであります。しっかりとこちらについては前に進みたいと思います。

今ほどおっしゃられたとおり、まさにゆったりする空間、昨年末、夜の森公園使って軽いイベントやったのですが、ほのぼのした空間というのは、やはり大人にも子供にも必要だなというのは十分感じておりますので、その空間づくりという形で、この施設の整備を進めていくわけでございますが、スケジュールを申し上げますと、資料でいえば、12ページに記載してございます。現在目の前の見えること、分かっていることが令和6年度までは随分決まっているのですけれども、うまく事が進む、企業がこの条件で乗っていく、参画してくれるという条件で考えていけば、令和7年度あたりから設

計が入ってくる。プラス2年ぐらいかなと考えているので、8年もしくは9年、その辺になってくるかと思っております。ただし、この要求水準書9か月、これ標準工期でございます。これと併せながら国の財源もやりつつ、またその短縮ができるかどうかという部分をまたこれから詰めていけば、さらにまた早めになっていくかと思っています。D B O方式のメリットというのは、そういう工期短縮という部分も1つありますので、しっかりとそこら辺は、また要求水準書の中で詰めてまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） やはり少し時間がかかる予定になっているのですけれども、なるべく早く進めていただきたいと思います。夜の森も居住者がどんどん、どんどん増えてきています。富岡のときのように一遍に増えるということはないのですけれども、徐々にありますけれども、夜の森にいろんな形で来ています。この先企業とかそういうところの仕事場とか来れば、また流れが変わってきますので、そういうときに本当に富岡町にいる人、住んでいる人たちが少しゆったりできる空間、そういうものをぜひとも早く整備していただきて、それを夜の森の核として夜の森のさらなる発展に持っていく施設として整備していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 町執行部として、しっかりとその点を気にかけながら詰めてまいりたいと思います。まさに今居住者数の話が出ましたが、9月に出したとき、私ほうで夜の森を中心とする近郊には140人ぐらい生活されていますという話をさせていただき、この1月1日でまた調べたところ225人ほど生活されているということを確認しておりますので、やはり夜の森地区も今解除になって、徐々に増えつつあると認識してございます。また、議員からはクラスターを組んで、しっかりと町になっていくのだとご指導いただいた部分がありますので、その一つになるようにしっかりと整備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

私の考えとしては、買物環境は整備していただきたいなと思っているところで、ただ温浴施設に関しては、私は今のところ早急にやっていくべきではないのではないかなと思っております。こちらについては、震災前にリフレ富岡を運営されていた方にも話を聞きまして、今ではないよということも言われました。そもそも燃料代、当時多分A重油でお湯を沸かしていたかと思うのですけれども、それ自体が当時はリッター当たり30円ぐらいで、現在東北地区だと100円ぐらいに、もう3倍ぐらいになっているそうです。そういうことを鑑みると、今回試算されていたランニングコスト、こちらも

かなり甘い想定なのかなと思っております。こちら物価高によって、光熱水費ももちろん上がっていますし、人件費も上がっていくと思います。人件費は、民間事業者の売上げで賄っていくということですけれども、それすらも本当に賄えるだけの利用者がいるのか。それも私は取れないのではないかと。これは、私の考えですので、ちゃんとこういう統計を取りましたよということがあれば教えていただければいいのですけれども、私の考えではそれほど人件費を賄えるほどの収入は見込めないのかなと思っております。リフレ富岡があった時代で、まず富岡町の振興公社がそちらを管理されたかと思うのですけれども、5年で解散して町直営になりました。どうして5年で解散せざるを得なかつたのか。人口が1万5,000人もいて、設備も整った施設だったのに売上げも上がらなかつたのか分かりませんが、その辺どういう理由で振興公社が解散したのかというのは、産業振興課ではまず調べていますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 過去の経緯で、今ほど議員おっしゃったとおり、振興公社から一旦町直営でやりました。その1年後にまた民間に出したという形の形態でございます。そういう形にならざるを得なかつたのはなぜかというと、恐らくです、こちら恐らくで申し訳ございません。お風呂に携わる方というのは、多分技術的なこともそうですし、いなかつたのではないかと思っております。その知識が不足していたのではないかと。ただ、観光業的な感じで、人を受け入れるような形は、それは十分できたと思いますし、プールに関してはインストラクターがいたりとかして、そこはできたものの、お風呂とメンテ関係は十分ではなかつたのかなと思っています。加えて、あれだけ大きい施設は何のために造ったかとまた原点に戻ってしまうのですが、やはり人を呼びましょうと、町民向けではなく、外貨を稼ごうみたいな形のコンセプトに、さらに町民が加わったと認識しておりますので、人を呼び込む力というところも欠けていたのではないかと考えてございます。今ほどおっしゃったときに、その人件費が賄えるかという点が一番重要な点だと思っています。企業もそこだと思っていて、リフレのときは経営分析すると約4割が人件費にかかっていたというのは事実でありますので、その人件費の部分が多分企業の折り合いの部分かと思っております。こちらにつきましては、しっかりと要求水準書の中で詰めていきたいと思っております。要求水準書といいながらも、かなり条件闘争みたいな形になってくるかと思いますが、そこをしっかりとやりながら、また詰めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

やはり外貨を求めるために当初は造られて、直営になったときに健康増進をメインに事業が進められたかと思っております。その中で、その当時も外貨を求めて、交流人口であつたり、町外の方に来ていただく、それを失敗しているリフレ富岡で、それを経験している職員の皆さんの中で、今回も同

じようなことを、外貨も含めてそこを利用していただくという考えでもってやっていただいているところなのですけれども、その当時よりも今厳しい状態で、この人数を算定されたということで、1年、2年は新しいので来ると思います。ただ、それ以降の数年後、これを見込めるのか、これを見込み続けられるのかというところが私は心配です。リフレを見ているので、心配になっております。ちょうどその震災当時、震災前というのは、富岡町の財政も厳しくて、これ一般質問でもさせていただいたのですけれども、財政調整基金も十数億円しかなくて、維持管理費がかかるリフレ富岡、これに一番頭を悩ませていたかと思います。それと同じような温泉施設をさらにまたやるというのは、町づくりに本当に寄与できるのか、十数億円をかけて、そして年間4,000万円で本当にやっていけるのかも分からぬ状況で、これを本当に進めていいのかと私は思っております。

行政区長会であったり、総合開発審議会であったり、町政懇談会、こちらでも皆さん、こちらの整備については理解しているところですけれども、急いで整備するものではないという意見もあったり、買物環境は欲しいという方もいらっしゃったり、町政懇談会ではこれが町の重点施策なのということで、この方は移住された方なのです、この意見を言われた方は。移住された方がそう思う施策です。これで富岡町外から本当に人が来るのか、魅力的な温泉が出ているということで、それだけで魅力的なものになるのか、私にはあまり想定できない、この移住された方の意見を聞くと、余計にそう思います。外から見てもそれほど重点的なものではないと思われている中で、それを進めていくというのは、どうお考えでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど議員からありましたとおり、当時の話をすると、町外の方々をいっぱい呼びましょうという話で、まさに進められたと思っておりますが、今回整備するのは、まさに富岡町で生活する方々、この近くで生活する方々という視点でありますので、こちんまりとした部分で、しっかりとゆったり空間だったり、心安らぎ、豊かさというものを提供したいというものであります。当然のことながら、この質問の中であった点のとおりであります。ここに書いてあるのは、私の受け止め方が違うかもしれません、夜の森地区にそういう施設があるのはいい、これは誰もが同じことを言っています。でも、お金がかかる施設は、不安だというのも皆さん言っています。逆に、こちらから質問して、では何かあるのですかと聞くと、やはりそこはないのです。それだけ難しい土地だと思っています。だからこそ、町執行部も考え、前回1回目のときにご質問されたとおり、ほかに考えなかったのかという話でありましたが、考えた上でこの結論に今至っているということでありますので、まずその点についてはご理解いただきたいと思います。

その中で、今ほど提示させていただいた現段階の概算でありますと、4,000万円、こちらは必ず必要な部分だという提示させていただきました。人件費は、もうがんがん売り上げていただいて、そのために町も人をいっぱい呼ばなければいけない、それはにぎわいづくりも当然のことですので、やつていきますが、それで人件費が貰えるかという部分は、もう一步踏み込んだ要求水準書の中で詰めて

いかなければいけないと思っています。おっしゃるとおり、温泉が魅力かといえば、魅力ですが、強力な魅力かというと、また少し違うと思っています。物販が欲しいということで、買物環境を整えたとしても、それだけで人が集まるかといえばそうではないと思っています。やはり相乗効果という形で、1つ寄って2つ目寄る、3つ目寄る、そういう流れが必要かと思っていますので、この辺についてはしっかりと進めてまいりたいと考えてございます。

お答えにならないかもしれません、やはりご懸念されるのは、財政だと思っております。財政面につきましては、最後に報告いたしたとおり、整備関係については基金のとおりでありますし、運営についても、またこれからしっかりと来ていただける企業に、稼いでいただくということは大事ですし、その稼いだ分をそこの地元の方の雇用につなげたり、またサービス転換していくという流れが必要かと思っていますので、ここについてもしっかりと詰めていきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。

確かに人を集めれば売上げを上げれば、何とかうまくいくのかなとは思うところですけれども、それができなかった場合、やっぱり町が全部お金を出すことになってしまいます。これは造ってしまったらもう後戻りできないので、本当にシビアな目で算出していかないと、町の財源をどんどん、どんどん使うことになってしまいます。そういったことを避けたいという部分もありますので、温浴施設と買物環境を別に考えていただきたいなと思っているところなのです。買物環境は、皆さん必要だと思っています。生鮮食品であったり、衣料品であったり、そういうものはすぐにでも整備していただいて、造ってほしいところですけれども、多分お金がすごくかかるところというのは、温浴施設だと思います。そういうところは、もっと検討した上で造るべきというか、ほかの施設も含めて検討していくべきではないのかなと思っております。温浴施設はすごくお金がかかります。それは皆さんご承知だと思います。そんな中で、もちろん財源の話になりますが、毎回言っている廃炉交付金、こちらが減額になっていきます。令和12年度から減額になっていくと思います。交付金の規則を見ましたら、令和12年度で2億円減ります。その後3億円減って、4億円減ってと、年を追うごとに減っていきます。2億円、3億円減っていく、令和12年度からもう減っていくのです。その減っていくお金も含めて、これはリフレ跡地だけではないのですけれども、富岡町にある公共施設、廃炉交付金、公用施設運営維持基金、こちらに積み立ててそれぞれの役場庁舎以外の施設運営に恐らく充當していると思うのですけれども、そういうものも含めて、令和12年度から2億円ずつ減っていくのです。そういう中で、こういった長期目標で本当に使用されるかされないか、売上げがないとやっていけないような温浴施設を来年、再来年度につくり出すという、こういったことが私には想定ができないというか、将来の富岡町の財政を考えたときに、これはまだやらないといいのではないかなと。まず買物環境は整えましょう。でも、温浴施設はまだ待ってもいいのではないかな、本当にその

減っていく2億円とか3億円を貢める財源を見つけてくれれば私も全然いいのですけれども、そういうものがない中で、箱物をどんどん、どんどん造っていくというのが私にはもう将来を見据えると考えられないのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 現在提示させていただいたシミュレーションでございますが、これは私がシミュレーションしたのも当然ありますし、情報がたけているコンサル会社にもきちんとシビアにしてくれという形で計算したものであります。温浴関係のプロではありませんので、まさに温浴関係のプロにも見てもらわなければいけないと考えてございます。ですので、さらにもっとシビアな面が出てくるかと思います。まさにそのリスク回避という部分が非常に大事かと思っております。その点については、プロから教えてもらうことが一番手っ取り早いと思っていますので、進めています。加えて、段階的な整備ということをご発言いただきました。買物環境はやはり皆さん欲しいと、これは私どもも常々伺っております。一方で、お風呂に関しては、なければいけない施設ではないということが一番苦しい状況だと思っています。必要だからこそ早くやってくれというよりは、あつたらいいなというくらいの機能でありますので、そこが非常に難しいところであります。その維持管理関係についても、もう当然のことながら、これから日本全国そうですが、人口が減っていってどうやって行政が運営していくかというのは悩みどころでありますので、そこもしっかりと長期目線でも見ながらやらなければいけない部分があるのですが、かといって、今夜の森地区に何もなくこのまま進んでいいのかというところがまず1つ。それから、買物環境というのであれば、いけると思ったらもう既に多分いっているはずなのですが、いっていないということは、後押しが必要だと私は受け止めています。行政の支援があってこそ、店が出ていくという部分も当然あると思いますし、当時の平成29年の解除のときのさくらモールも当然そういう流れがありました。やはりそこの部分については、行政が回していくという考え方の下で整備をしなければいけないという部分でございますので、この点についてはご理解いただきたいと思います。

加えて、長期目線で町全体の発想という話がありますので、こちらは総務課とも話ししながら、全体の町政運営でございますので、その辺は詰めていきたいと思っています。

○議長（高橋 実君） あと何人います、質問者。

では、1時まで休憩します。

休 議 (午後 零時19分)

[これより8番宇佐神幸一議員欠席]

再 開 (午後 零時55分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

質問のある方。

4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。

各議員必ず今日に関しては、一言二言言いたいと思いますが、まず午後の部、私一番最初に先陣を切らせていただきます。まず、今回のこのリフレの話に関しては、短期間で資料調査等、担当課長はじめ職員の皆様本当にご苦労さまでした。ただ、その中でだからこれで納得しますよという立場ではないのですが、私の考えを述べさせてもらいます。

まず、こういう施設を造るに当たっては、物事の物差しというのは、公益性と実施主体の妥当性というものを考えなくてはいけないと思っています。その中で、最上位は住民一人一人が生活に不可欠で、かつその実施手段に代替案のない、つまり住民が生活していく上で絶対必要なもの、つまりこれが高い公益性だと思います。また、行政でなくてはならない、行政が実施主体であるべきものだと思っています。一方、高い公益性ではなくて低い公益性を考えると、一部の住民にしか必要とされず、行政などでなくとも提案可能な選択肢、民間等で実施可能であるようなものが考えられると思います。その中で、公共の温浴施設はこの行政サービスの観点から考えると、私は決して高い公益性はないと思います。言い換えれば、低い公益性だと思っています。その中で、先ほど来より各議員と担当課長のやり取りを聞いていますと、6番議員の遠藤議員も言っていましたが、今夜の森には確かに核となるような施設は必要だと思います。その件に関しては私は反対といいますか、旗を上げてそんなもの必要ないというスタンスではないのですが、事先ほど来からとにかく説明は聞いていますが、2番議員の佐藤議員も言っていましたが、温浴施設に関しては云々という話もありましたが、スタンス的には私は近いものがありますが、過去の定例会でも申し上げさせていただいているが、やはり単発、単体ではなくて、駅とか公園とか、あの地域全体を組み入れたプランニングというか、計画を富岡町第三次復興計画の中で示していくのかもしれません、その辺をきっちと私は今回の話、今後そういう中でこうしていきますよというのを示していただけると、その施設の在り方、必要性がより明確になってくると思うのです。

それで、資料の中ではぱっと見させてもらっていると、施設利用者のシミュレーションということで、このたたき台になっている資料というのは、恐らくきっちとしたものがあるのでしょうが、この年間居住者数を基に試算したという数が2万7,000人、これ電卓はじいたら、1日平均大体80人が施設を利用するという試算になるのですが、実際にどういう施設にせよ、温浴施設、買物環境を80人近くの人が実際に年間を通して本当に利用するのかなと。そういうものを考えたときに、まだまだ今回の提案、利活用に関しては検討課題といいますか、調査等はまだまだ必要だと思うのですが、その辺を踏まえて取り留めのない質問というより、私の方的な意見なのですが、その辺はどのように感じていますか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほど行政がやるべき、なすべきものとして公益性だったり、妥当

性とのご意見いただきました。私もそのように受け止めております。今ほど申し上げた今回物販関係と温浴施設というのは、いずれにしてもこれは行政がやらなければいけないという点かと問われれば、そうではないものであります。とはいえる、町が今からやらなければいけないものというのを、こういうことだと思っているので、今回私が説明というか、プレゼンみたいな形になっておりますが、させていただいていることはまずご理解いただきたいと思います。まさにおっしゃるとおり、行政サービスからいうと、福祉があつたり、教育があつたりという中で、このお風呂という部分に関しては、やはり低い位置にあるだろうというのを、私もそれは十分承知しております。しかしながら、お風呂によってまた別な効果、心が豊かになるだつたり、様々な効能とかありますけれども、それ云々より、その施設があることで楽しみというのができるのも一つの効果だと受け止めております。また、一つの核となる施設が必要だということはご理解いただいているものの、その一つが温浴施設かどうかという点がまさに夜の森地区全体の話という話になって、その中で見えてくるだろうというのをまさにそのとおりだと思っています。この件に関しては、後ほど企画課長から話をさせていただきたいと思います。

それから最後に、利用人数の関係なのですが、こちらは何をもってこの数値をシミュレーションしたかという部分になると、これは私の頼りどころというのは、統計の数値でございます。統計的に温浴施設があると、どのくらいの確率で行くだろうというのが既に出ておりますので、その確率を今の生活されている方々の人数を掛け合わせてきました。当然地域性がございます。青森県だとやはりお風呂好きな方とか、習慣的に朝風呂入るように行くとか、その逆のパターンもあります。ということがあるので、地域性はばらばらかもしれません、やはり統計的なもの、既に公表されている数字を使うと、このような数字になったという部分であるので、申し上げたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 企画課長。

○企画課長（杉本 良君） こちらの施設につきましては、集客はもちろんですが、夜の森地区の核として、町として整備させていただきたいものでございます。この地区の計画を現在も策定中ではございますが、その中で人の交流ということを考えると、この地区には2つの都市公園がございます。もともと優良な住宅地でもありますし、にぎやかなものというよりは、先ほど6番の遠藤一善議員からもありましたように、大人向けの交流の場というのも必要ではないかという意見も出てきてございます。この地区、静かなところ、そして健康増進に資するために、遊歩道であつたり、ランニングコース、サイクリングコース、そういうもので人が回れるような計画というものを策定してまいりたいとも思っております。そのためには、この施設もぜひ利用していただきたいと思って、計画に組み込む予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 4番、渡辺正道君。

○4番（渡辺正道君） ありがとうございます。

あまのじゃくというか、こっちの意見を聞けば確かにもっともらしいなと。こっちの意見を聞けば

もっともらしいなと思うところはあるのですが、辛辣なことを言わせてもらえば、これ定例議会でも言ったときあるのですけれども、本当に必要不可欠かというものを考えたときに、やはり私はこれは譲れないのですが、それは必ず必要なものでは今のところないと思うのです。だから、長い実施計画というか、今後のタイムテーブルみたいなのも今回の資料の中にあります、やはり整備に向けたスケジュールの中で、適宜詳細な報告を議会にしていただいて、議論を深めながら進めていってほしいなとは思っています。ぜひともその辺は課長に限らず、執行部の皆様にもお願いしておきたいのですが、急がなくてもいいと思います。とにかく周囲の状況というか、また私にはどうもこの必要性というのが、正直な言い方させてもらえば、本当に必要な、要らない、あんなのというような人がいることも事実なのです。そういう方も結構います。造るのという、逆に目を丸くして聞かれることもありますから、その辺は職員の方はトップダウンで行くぞと、町長から言われればどんどん進めるしかないのでしょうか、これは町長にもお願いしておきたいのですが、やはり一部の意見ということもないでしようけれども、町長の考え方でやっていることなのでしょうが、やはり私はよく考えながら進めていく案件だと思いますので、拙速にならず、この件に関しては石橋をたたいて渡ってほしいな、たたき過ぎて壊れることはないと想いますので、その辺はじっくりと腰を据えて事業計画なり、本事業を進めていただきたいなと思いますが、町長からお話ししていただけますか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） ご意見確かにありがとうございます。

私どもも賛否両論ご意見もいただいております。中には毎日でも入りに行くので、早く造ってくれという方もいらっしゃいます。それから、先ほど言われるように財政を心配する町民の方々からは、もっと慎重に考えてという話も聞いております。ただ、今回の能登の地震のときなんかを想定すると、防災的なものも含めて、やはり自衛隊が準備したお風呂に入れてよかったという声、報道なんかで随分やっていましたので、もしそういった場合のためのものとしても利用できるのではないかというような考え方をしております。ですので、いざというときのためのものという感じもありつつ、それから先ほどのように町民の娯楽、それからゆとりある生活の中で、そういった温浴施設もあってもいいのではないかというような判断もしております。ましてやエフレイ関係で、今後研究者たちが来た場合に、富岡町の夜の森にこういう施設があるので、外国の方なんかは温泉に入ったら浴衣で歩きたいなんていう方もいらっしゃると思うのです。そういった町づくりのPRの原点というか、PRの一環として進めるのも一つの手だとは思っております。なおかつ、まだまだ準備段階でありますので、慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

先ほど来から各議員の方からいろいろな意見が出ましたけれども、私も前々回の一般質問の中で、

夜の森の今後の整備をどうしていくのだという一般質問をさせていただきましたけれども、やはりその中で、町民の皆様の声も聞きながらいろいろ考えたのですが、やはり今住んでいる方も含めて、買物環境は欲しいというのは、やはり私もすごく言われております。温浴施設に関しては、先ほど来からの財政面のことも考えて慎重にという声がありますので、前々回の一般質問で提案させていただいたのですけれども、やはりその買物環境はもう今すぐにでも欲しい、温浴施設に関しては、温浴施設だけなのか、あとはもう少し若者が夜の森に移住してもらえるような施設にしていくのか、そういうところの議論も含めながらやつていったほうがいいのではないかと思うのですけれども、そういう点についてはどうでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 議員のお耳に入っている今のお話、まさに買物環境が欲しいという部分については、私どもも承っております。当然町でこの公設民営という話は進めながらも、早くという部分があるので、企業誘致はやっていますので、片手間ではありますが、今、夜の森はこういう状況なのだけれども、店をどうという話は現に内々にはしておるところあります。ですが、やはり進出するにはその進出する側のリサーチというのは当然必要であって、そこでいろいろ決めていくという部分がありますから、すぐにとはいきないのが現状であります。特に従業員の確保という部分がどこでも苦しいところであります、まさにそういうところであって、会計の無人化的なことも考えながらやつてているという話は伺っております。まさに生活に必要な買物環境という部分は、すぐにでもという話は承っておりますので、そこについては事業の展開と並行しながらでも進めていかなければいけないと思っていますので、取り組んでまいりたいと思います。

それから、温浴関係は慎重にという話を先ほど来から承っております。これは一例でありますが、私が直接言われたのが整備したほうがいいと、これはいいと言われました。だけれども、どうしても前のイメージが残ってしまっているので、うんとはなかなか言えない自分がいるという話を伺っています。前の持ち出しというと、1億円というのは皆さん町民の方はご存じであって、1億円という額がもうどうしても残っていると。かといって、では9,000万円ならいいのかとか、5,000万円ならいいのかと、そういう問題でもないと思っているのだという話であります。議員各位からいただいている、本当に必要なのかどうなのかという、まさにそういう論点になってしまいますが、この点については先ほど町長からぜひともという話をさせていただいたところでありますので、執行部では進めていきたいと思っています。かつ慎重にという言葉も今ご発言いただきました。しっかりとこういう場をお借りしながら説明しながら進めさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

今なかなか話がまとまらないというか、8番の整備に向けたスケジュールということなのですけれども、

ども、これについてはあくまでもその現段階の原案のものを進めていくという、その認識でよろしいのですか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 現在は、各企業等から学ぶことを進めているという段階であります、その企業に対してこのぐらいの面積とかというのは、具体に出ておりませんし、額も当然出てもおりません。それで、ここの部分については順調にいっているかと思っています。来年度取り組むその業務要求水準書、要は仕様書という形になってきますが、その中で具体にこのぐらいの面積で、このぐらいのお金でどうですかねという話になったときに、当然そこでいけませんという企業が出てくると思っています。また、チーム編成が結局D B Oですので、3者いないといけないと思っています。そこが組めないのでできませんというのも当然ありますし、1人でも私はできますという方もいらっしゃいます。実際その要求水準書、町の要求というものをきちんとどこまで上げていくか、または下げていくかという部分が大事かと思っていますし、加えてそれは建てるという形、運営していくという視点でありますので、これから町がどうやってやっていくのだ、夜の森地区をどうしていくのだという部分も含めなければいけないと思っています。この期間が非常に重要なと考えておりますので、この点については議会にも説明をさせていただきたいと思います。現行でこのような工程で組んでおりますが、この要求水準書というのが一応9か月は取っていますけれども、短くなるか長くなるかというのは、まだ不確定な部分がありますので、これだけはご理解いただきたいと思っています。

補足ですが、一番のポイントが温泉を使うか使わないかというところだと思っています。それは、あくまで私は建てるということですので、その前提で話をさせていただきますが、温泉の井戸があって、それを使うとなると1億数千万円が直すのにかかります。かつあそこは可燃性ガスが発生している場所です。となると、もし使わないとなったときは、それを撤去しなければいけない部分があります。それも1億数千万円かかります。直すのも同じ、撤去するのも同じ、この額は変わらない部分がありますので、この点はご説明させていただきました。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 私は私なりの言葉でお話しします。皆さん立派なご意見でごもっともというところもあるのですけれども、私はやはり一番今夜ノ森駅近辺を見ていつも思うのは、何で人がいないのだろうと。一人もいないなって、朝でも夕方でも行くと、いない。何で人を呼べるというか、つなげるというのを町は考えてくれないのかなと。行きたいけれども行けないって、郡山市でもいわき市でも、それこそ福島市にいる方たちがよく言うのです。サロンもなくなってしまった、何で私たちが行ける場所がなくなってしまったのだろう。月1回の健康カレッジでは話も何もできないと。まずは、私人をつなげることから始めてほしいなと思うの。そうしたら、夜の森に住んでいた人たちがど

う考えるか、やっぱり戻ってこようかなって。もう頭から戻しましょうというのは、私は無理だと思うのです。であれば、この町につなげておくようなことを考えていかなければいけないと思います。それが私はお風呂ではないと思うのです。もちろん買物施設は絶対に必要です。そのほかに自分たちが活動できる場というのも必要なのではないかと。移住してきた人たちが話せる場も必要だと思います、私。そういうところで、やっぱりもうちょっと考えて進めていってほしいなとは思います。もう造ってしまったら壊すことは無理だし、この今の状況では私はお風呂は続けていけないと思います。一番それが感じるところと、あとこの野外テントというのは、すごくいい発想だなとは思っているのですけれども、ぜひこれは造ってほしいなって、これは個人的な意見なのですけれども、野外テントがあれば災害時に自衛隊が来てすぐお風呂やってくれるし、町で大きなお風呂でも準備しておけばいろいろできると思うし、でも私リフレに何でこだわるのだが、どうしてもさっき課長が言ったように、あそこはリフレという意識がもうみんな定着しているから、そこなのかなとは思いますけれども、続けるにも1億円、壊すにも1億円、でも続けていったら1億円では済まないです。何かそういうところもきちんとした判断というのも必要だと、やめるのだったらやめるで、私は必要だと思います。このまま建てましょうといったら、お金はかかるのです。その辺をやっぱりまずは人を集めてからでも十分だと思うのですけれども、その辺はどうしてもやりたいのかという考えは、再度もう一回聞かせてください。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどお考えといいますか、ご意見承りました。まさに人を呼ぶ、人が人をつなげていくという部分が大事な観点だと思っておりまして、同感しています。そのための手段がお風呂というのは違うだろうという話だと思っています。先ほど佐藤啓憲議員にもお話をさせていただきましたが、直すのも廃止するのも結局同じ金がかかってしまう。だから、もっと慎重にというご意見だと承りました。一方で屋外テント、発想を変えまして、また各議員からご提案いただいたものをいろいろこう練っていたときに、雨天時だったり、急な雨が降ってきたりだったり、そこでステージを仮設ですが、持つていってもできるというような自由な行動が必要だ、調理場もしかりですが、そういう空間をイメージした中で発想が出てきたのも1つあります。お金の部分については、かなり何を建ててもという形になりますが、まずその人を集めることというのは、共通して考えなければならない部分かと思います。答えになりませんが、温浴施設は別として、その人を集めることというのは、これからもやっていきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） あと1点、私いつも思うのですけれども、この避難して十何年、いろんな場所でいろんなことを勉強されている方々がいらっしゃいます。ものづくりしている人もいらっしゃるし、そういう人たちがこっちに来て何か売ってもいいとか、そういう感じというのがつなげる一つではないかな。私の作品を見てもらえる、私の話を聞いてもらえる、いろんなところで講演なさってい

る方もいらっしゃいます、地元の人でも。だから、そういう情報というのをやはり私もう少し町で集めていただいて、町民と一緒に前に進んでもらいたいのです。町だけが考えて、そこに押しつけたように、中にはうれしがっている人もいます。毎日なんて来るわけない、大熊町のお風呂にだって私たまに行くのですけれども、毎日来る人いますから、あそこ復興団地がすぐ近くなのに誰一人も来ないって言っているのです。来るのは、宿泊施設に泊まる学生、今の時期はいっぱいいますって、そういう情報も聞くので、もう造れば来るというのは本当に私は甘いと思います。一番はやっぱり町民が大切なならば、町民がどのような町にしてほしいかということをやはりちゃんとつなげていきましょう。帰ってこないから、あなたの意見は要らないよではないと思うのです、私。だから、もう少し町の職員もいろんなところに足を運んで、いろんな人の話を聞いてほしいと思います。そのくらいの時間はつくってほしいです。それは要望としてお願いしておきます。

以上。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まさに自由に使ってもらう、お話の場がある、集う場が欲しいという形で、今様々交流という視点、そのほかもありますが、ご提案いただきました。その発想があって、先ほどの屋外テントの関係だったりというのが出たものであります。さきの一般質問においても、やはり各補助金関係において、制約があるという部分があるので、ここだけは町で整備しようという形で今回施設の整備のやつで検討という形で上げさせていただきました。確かにここの庁舎内ですと業務を進めていくと、情報不足という部分は限られたものだと思っています。積極的に外に行きながら進めたいと思います。

加えて議員おっしゃったとおり、大熊町にも足を運んでいるということは、多少なりはお風呂も好きなのかなと今受け止めたところであります。そこが町にあるか外にあるかということもあります、その点については慎重にせよという話を承りましたので、またこの工程どおりに進めるのだというよりもこの工程に近くなるように進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございます。

今、課長おっしゃいましたけれども、私が大熊町に足運んでいるのは好きなのだろうって言われたのですけれども、であればお互いに共通してないものを隣町で補うという、そういう考えも私は双葉郡では必要だと思います。楢葉町にもあって、大熊町にもあって、何で富岡町に必要なのかって、いつも思うのですけれども、であれば、その2つの町にないようなものを一生懸命造るような考えというのも私は大事だと思います。

以上、言っておきます。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご提案ありがとうございます。

ないものという話になったので、手前みそであります、町内で活躍されている移動販売のことを宣伝させていただきますが、富岡町内で動いている中、お話をさせていただいた中、大熊町もかなりその点は多分同じ状況だと思うし、もっと苦しんでいるかもしれない、ぜひとも言ってくれという話をさせていただいたところ、今まさに木曜日に営業していただいているところが着けている部分があります。富岡町内だけの情報だけではなくて、他自治体の近隣の情報もつかみながら、かっこいい言葉で言うと、町が引っ張っていかないといけないとずっと思っていますので、そこはしっかりと努めさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 今日は久々にそちらの席の人の意見を聞かせてもらって、ありがとうございます。本当に私が質問しなくていいぐらいやってもらいました、ありがとうございました。一般質問の話出ましたけれども、私も課長に一般質問では根掘り葉掘りやらせてもらいました。その中でマーケティング、こういったものも力を入れてやってもらいました。あのとき課長の答弁で、1日どれくらいを見込んでいるかと、20名と。そして、大体東京の銭湯では1名500円くらいだから、20名では1日1万円だな、1万円稼ぐのにどれだけの人間がデッキブラシでこんなことやったり、あと沸かしたり、ランニングコストはどうなの、まだ計算していませんと、そういう段階だったのかなと思います。あとは、何か最近能登半島の自衛隊のお風呂の話なんかも出ますけれども、これは何かそれを引用しているような説明に聞こえて、不満を持ちます。最初から防災に必要なのだなんていうのは、どこにもなかった。降って湧いたような理屈を今並べていると、そんなふうにしかとれません。だから、災害を利用したようなそういう理由づけはやめてもらいたい。

それと本題に入りますけれども、やはりこれを見ると、かなり課長も当時の答弁から1日100人、20名から100人くらいに変わっているのかな。そういうのもあるし、あと先ほどからの説明の中で、例えばわんぱくパークだったり、アーカイブ・ミュージアムだったり、想定した人数を上回っているところは、どっちもこれは無料です。無料だから、じゃんじゃん子供を遊ばせるにも楽しいし、それは想定を上回る可能性もあると思います。それと町が復興計画をつくったときに、令和7年度届出人口は4,100人という数字私記憶しているのですけれども、今現在2,300人です。そういった中で、町が想定していたほど人が集まらない、温浴施設もマーケティングやって分かると思うのだけれども、その温浴施設から半径1キロくらいが大体かなりのパーセントで入りに来る。でも、今言った200人前後というのは、半径どれくらいのところにいるのかも分かりませんけれども、そんなに入りに来る人はいないのかなと私は想定します。というのは、なぜかというと、今いる議員の中で、旧リフレから一番近くに住んでいたのは私ではないかなと多分思うのだけれども、私も夜ノ森駅前北行政区の総会とか、あとは懇親会、そういう中で必ず聞きます、この話題は。町長も言うように、造ってくれ、要らない、両方いる、やっぱり夜ノ森駅前北にもいます。ただ、割合が圧倒的に要らないが多いです。数取りはやりませんけれども、私の感覚では8割、9割は要らないよねと、1割、2割くらいはあったほ

うがいいよねと、そのくらいの割合かなって私は思っています。

課長は、行政区長会で説明したとかって言うけれども、それは以前のリフレはこうだったという説明は受けたけれども、皆さんはどう思いますかって、賛成ですか反対ですかって振られていませんよと、そういう説明は受けました。だから、ガス抜きではないけれども、一応説明会を設けて、説明はしましたとは言うけれども、快く町民の皆さんが賛成しているかといえば、私はそうは思っていません。そういうことを考えて、あと先ほどから買物施設の話出ています。皆さんのが口をそろえて言っているのは、やはり優先順位、今何をやらなければならないかという優先順位の上位には、必ず私は夜の森地区は、買物施設は入ると思います。温浴施設に関しては、もっともっと人口が増えてそれからでも私はいいと思っています。それで人を集めため、核となるものが必要だと、心のゆとり、安らぎを求める場所が必要だと、それも言っている意味は分かりますけれども、やはりどうやって人を集めるのだということは、箱物ではなくて、イベントで人を集めようと考え、そういうこともやるべきではないのかなと思います。箱物を造ったから、立派な箱物があるから、橋葉町にもあります。だったら、人が集まっているのかと、利用をばんばんしているのかと。やっぱり近隣町村のそういうものも参考にしながら、同じ轍を踏まないようにしてください。その辺の課長の一般質問の説明と今日の資料の中身が若干違いますけれども、その辺の考え方はどうのように変わってきたのか、その辺も含めてお願いします。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 一般質問のときに20人という話をさせていただきました。現に20人でシミュレーションしていこうという形で進めてはいました。先ほど質問されたときに、どのくらいだというよりどこがやっぱりレジャー関係の件数ということなので、それで計算して、さらに厳密にやっていくと、100人というわけではなくて40人で今計算しています。ですので、20人ではないことは申し上げたいと思います。まさに上回っているだろうと、それは無料だから、それはごもっともだと思っております。かつその目標とした居住者数も4,100人を目指していこうというのに現に少ないというのが現状でございます。前私が答弁させていただいたのとそこがあるかというと、若干の違いはあるかもしれません、考え方というのはシビアに見ていくという部分、そこは間違いなく進めております。

加えて、先ほど地震関係の話ありましたが、これは1回目のときも、災害に備えた施設の機能を整備していきましょうと答弁させていただいているので、そこも自分たちの経験として考えていることを申し添えたいと思います。

それから、区長会で確かに説明しました。ご質問ありませんかというときに、なかったのも事実であります。ですので、心の中ではどうかなと悩んでいらっしゃるし、恐らく割合も議員がおっしゃるとおりだと思っております。まさに必要不可欠という部分、優先順位の部分でかなり私どもも悩むところありますが、そこの点については、またこのリサーチ関係も含めてやらせていただきたいと思

ます。

最後に、イベントで集めてというのは、産業振興課も管轄でありますのでやらせていただいておりますが、コロナ明け後、イベントを数多くやらせていただきました。加えて、私も全てイベントに出させていただきました。イベント主催者側、店を出す側からいうと、回数が多過ぎたかなという話もありますので、そこら辺の疲弊しないような形で動いていきたいと思っています。論点違いますが、そのような話でご質問あったのでお答えさせていただきます。

以上であります。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 分かりました。力が入ってしまいました、防災に関しては。意味は分かりました。

それと買物施設で、町の持ち出しが入ると、それは私は別に反対しません、買物施設は必要だと思いますので。ただ、今の課長の説明は要求水準書、これは着々と、肃々と進めるみたいなのですけれども、これは建設ありきでどんどん進めていくのであれば、そういうような説明はしましたと。ただ、説明はしたけれども、議員から出てきた意見、今本当に前向きというか、理解しているという人は、今まで発言した中では1名かなと。あとの人たちは厳しいのかなと。そういう厳しい意見を説明はしましたと、第2回で。どんどん計画どおりに、令和5年度は調査、令和6年度は要求水準書と、令和7年になったらもう着工とか、設計とかに入していくと。どんどん進めていくようであれば、私らもどこかの段階で、ええ、私たちの意見は反映されていないと取らざるを得ないです。だから、ここで出た意見は酌み取ってくれるのか、または町の方針はこうだからいきますって考えているのか、そこは課長ではなくて町長がいいな、町長お願いします。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 各議員のご意見、これはもうごもっともなご意見もあるかと思っております。その辺は、先ほども言いましたように慎重に、それからあと町民の皆さんのご意見なんかもよく聞いて、確かに先ほど言ったように賛否両論あるというのも分かっております。そして、買物環境についても、これはすぐにでも欲しいという話もあります。これについてですが、なかなかでは誰が来てやってくれるのだという話になったときに、では町は何をしてくれるのだという話になる。そうすると、やっぱりどうしても鶏の卵との関係の問題がありまして、いずれどちらかが、町が最初に起こさないといけないのだろうなども思っております。温浴施設についても、これは若い人からのご意見もいたしております。キャンプをやりたい、キャンプをやった後にお風呂に入っていきたい、そうしたらサウナも必要だ、サウナもぜひとうなご意見も伺っております。その辺についても、これからいろいろ研究、精査しながら、また皆さん時期的な問題、早急に整備しなくともいいだろうというご意見もあると思っておりますので、その辺も含めて慎重に皆さんとご議論しながら、議会とも相談しながら、今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 町長ありがとうございます。

この説明を見て、建物が温浴施設と買物施設が別々になっています。ですから、一つの建物を造つて片方が入る、片方が入らないのではなくて、別々であれば共通な意見は、やはり買物施設は反対する人一人もいないので、買物施設を先行させて話を進めてもらう。それと温浴施設に関しては、理解が得られるまでは、ゴーサインは出さないと、そういうような方向でやることはできませんか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） その辺も含めて、今後また検討してまいりたいと思いますが、しかし買物だけでは交流にならないと思っております。先ほどもあったように、屋外テントなんていうことも整備しなければいけないかなと思っていますので、それを整備すると、せっかくここ温泉があるのだから、温泉を使えないのかという話も出てくる。そんなふうな想定もしておりますので、いずれにしても、まだ想定段階であります。いろんなシミュレーションしながら、本当によりよいものをリフレの跡地に展開していきたいと思っています。最初から大きいものを造る気はありませんので、取りあえず小さいものを分棟建てというのですか、そんな形でだんだんに大きくなるのはいいかと思っておりますが、最初は小さいものからと考えております。今ほどあったように、例えば買物環境で、本当にコンビニぐらいのサイズのもの、それでもなかなか入ってくれる業者がいるかどうかもまだ分からぬ状態でありますので、その辺も含めて今後また検討してまいりたいと思います。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 皆さんの意見を聞かせてもらって、大分いろんな考え方があるのだなと思います。朝一番の議論の中で、解除するまでに集会所とか、消防屯所とか、そこまで整備を考えてもらわなくては人は戻ってこないよというようなことを私言わせてもらいましたが、本来あればリフレ跡地の利用に関しても、夜の森地区が解除になるときには、せめて建設始まっているくらいの状況に進めておかなければならなかつたのかなと私は思っているのです。そういう中で、買物環境とか温泉施設って言っていますが、温泉施設なければ帰ってこれない、買物環境なければ帰ってこれない、小良ヶ浜、深谷地区の人は、買物環境つくらなければ帰れないよなんて、そんなこと誰も言う人いないです。そんな立派な買物環境をつくったって、恐らくさくらモールに大半が行って、困ったしようゆ、みそくらいう買うときに駆けつけるくらいなものだと私は思うのです、現実は。そういうことから考えると、買物環境だけをやるのであれば、町はやる必要ないと思うのです。夜の森商店街の人、震災前営業していた人があれだけいるわけですから、その中に補助金を出してやってもらうとか、立地補助金あるのですから、今から建物を造ろうとすれば、3,000万円上限の4分の3の補助金でも使って建物を造ってもらって、これで300万円とか500万円、10年間は町で間違いなく補助金出しますからや

ってくれませんかって、そこまで持つていけば誰かは私は手挙げてくれると思うのです。温泉施設造るということだから、そこに買物環境って町長の言うとおりなのかなと思うのです。

ただ、今日出てきた案に関しては、産業振興課で課長をはじめ努力して、これだけ立派なたき台として上げてきてもらいました。このたき台を見た限りでは、これだけのものを造られれば私はすばらしいものなのかなとは思うのですが、1番は収入がどれだけあるか全然考えていないのです。年間2万8,000人入るとすれば、1人1,000円もらっても2,800万円です、簡単な話。その辺からやつていかないと、やっぱり行政のやり方なのです。足りなかつたらしようがないから負担するしかない。これでは民間では絶対やらないです。十何億円かけて年間2,800万円、買物環境あればそっちからも利益出るし、また食堂の部分からも利益出てくるから、それプラスになっていくとは思いますが、一番基本になるものは、温泉に入りに来る人が何人いるかです。それが基本だとすれば、2万8,000人では2,800万円しか上がってこないと。それではやる人いないです。これ民間だったら1,500円とか1,800円にできます。それで、例えば3億円とか5億円で建物造ってやります。そうやって初めて採算取れていくわけです。だから、その辺から考えると、私は温泉欲しいのであれば造るのは反対はしないです。

ただ、これではあまりにも規模が大き過ぎる。イベントやるためのテントも造ります、他も造ります。そういうことは、私は後で考えればいいと思うのです。テントなくたってイベントをやるときには、別にその日だけのテントだってあるわけですから、だからもうこの試算はやっぱり行政の試算なのです。やっぱり収入に応じたものを造らないと。だから、一番の出だしは、10年後に人口何人になりますかと。例えば10年後に4,000人をシミュレーションした場合に、このくらいの施設だったら間違いなく3,000万円、4,000万円の手出しで間に合うからやりますかとか、先ほどの井戸の話もそうです。直すにも、使うにしても、なしにするにも1億5,000万円かかると。これリフレ、温泉という言葉が出るのは、温泉井戸を掘ってあるから温泉という言葉が出ると思うのです。だから、温泉井戸を使わない手は絶対ないと思うのです、造る以上は。そういうことは、この議論の中がどうなっていくか、みんな何でそういう発想になるかというと、震災前にリフレという温泉があったから、あそこで温泉というものが生まれてきていると思うのです。それにくつづけるのが買物環境だと思うのです。だから、私はやっぱり規模を小さくして造るべきだと思っている。今の現状に合わせろってまでは言わないですから、10年後の人口の試算をして、それに見合ったものを造れば私は皆さん理解してくれるのかなと思うのですが、どうでしょう、その辺は。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 本日の資料の中では、そのシミュレーションの中で、収入あえて載せませんでした。と申しますのは、シミュレーションの大本素材となるのが旧リフレの経営関係になっております。民間のところはそこまでなかなか立ち入ることができない部分があったので、このリフレの経営が参考になるかどうかというのは、私も悩んだ部分がありますが、今ほど議員おっしゃら

れたやつでも組み立ててみました。収入が入館700円ぐらいが多分妥当な値段、この地域ではそのかなと思ったものですし、他自治体もそのぐらいの程度で入っているという部分で計算したところ、そこは人件費だったり、ポンプ修繕から全部込み込みで計算すると6,200万円でした。人件費を2,000万円ほど取っているので、結果的に4,000万円前後という形の結果になったので、あえてそこは載せていないところであります。ただ、この行政の積算という話になってくるので、まさに私もそうだと思っていますから、これからそこは民間のまたご指導いただきたいと思っています。

加えて10年後何人になるかということは、これから多分三次計画で人口シミュレーション関係も入ってくるかと思いますので、またこちらにもなってくればなと思っておりますが、結果として、今ほどやはりお風呂があって、買物環境があって、多分お互いにお客が行き交うという形かと思っております。まさに買物環境だけあればみんな集まるかというと、やはりそれでは弱い施設だと思っておりますので、そこはしっかりと検討させていただきたいと思っております。様々ご意見いただきましたが、この点についてはまた精査しなければいけない部分もありますし、行政の手前みそだけの計算では納得いかないと思いますので、もう少しシミュレーションしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 三次計画で、ある程度人口はシミュレーションするのでしょうかけれども、それはそれでまだ始まらないですから、やっぱりリフレ跡地に買物環境とか、温泉施設を建設しようとして考えているわけですから、もうこっちはこっちで大体どのくらいになるというシミュレーションをしながらやっていかないと、いつまでたってもこれらち明かないと思います。それで、シミュレーションをして、収入をきちんと大体出して、それに応じてでは町はこのくらいまでならないだろうというシミュレーションをして、総体的な建物の大きさを決めていかないと、あれも欲しい、これも欲しい、確かにあればいいです、何でも。だけれども、やっぱり今欲しいものを造るすれば、その辺のシミュレーションをきちんとしていただきないと、なかなか賛同できないと。そういう風呂に入る料金として、600円、700円ということになれば、ほかの町村から比べると700円までいくと高くなってしまうでしょう。だから、民間だと1,000円以下でなんかは絶対入れないですから、それを考えると、行政の負担は当然造った以上はあるべきと私は考えていますので、その辺をきちんとシミュレーションして、早く町の意思を造るか造らないかはっきり出さないと、いつまでたっても同じ議論が生まれてきてしまうと思いますので、ぜひ早めのシミュレーションをお願いします。

あと買物環境に関しては、同じ敷地内に町が造ったとしても、やっぱり夜の森商店街にもきちんと話を持っていって、そこに委託するとか考えていかないと、なかなかやれないのではないかと思います。恐らく買物環境、買物環境って夜の森の人たちは声を大にして言っていますが、行かないと思います。さくらモールに行くと思います、大半は。そういうことを頭にきちんと入れておかないと、また震災前のリフレと同じ泥沼に入るような気がするのです。その辺を十分考えてやっていただき

きたいと思います。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今年度に入ってから産業振興課でやらせていただいている中で、今ほど調査した部分は、私の中では全て出し切ったようなつもりであります、まず人口シミュレーションの部分については、念頭にはなかったので、再度この部分は早めにという話があったので、チャレンジしたいと思っております。加えて夜の森商店街にも声をかけてというのは、私もそこ失念している部分がありますので、声をかけさせていただきながら、どんな形で進んでいったらいいかという部分もアドバイスいただきたいと思います。今回こういうことを追加で調査しなければいけないのではないかというアドバイスいただきましたので、これを進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 夜の森商店街という言葉を出したのは、夜ノ森駅前地区あまりにも草が生えて汚な過ぎるということで、有志で草刈り、整備しています。商店街の人たちがあれだけ頑張ってくれているのですから、やっぱり条件によっては手を挙げる人がいるのかなと私は思うのです。そういうことも期待しますし、あと冒頭の説明で、サイクリング関係もやっぱり温泉を造ればそういう方が客層に入ってくるというような言葉もありました。だから、そういうことを念頭に置いているのだとすれば、まだまだ強く県にも私は言わなくてはならないのかなと思うのです。浜街道だってサイクリングコース指定されました。野上線が今度道路改良で浜街道までつながっていくということなのですが、行政の要望の足りなさですか、結局は野上線だって歩道もできないような道路ができるわけです。本来であれば、浜街道がサイクリングコースに指定されたら、どんな状況であっても野上線にも歩道を造って、逆にサイクリング道まで造るくらいの勢いではないと、なかなかこの富岡町を将来的に震災前の人口に戻そうというのは、もう無理な話になってきてしまいます。富岡にだって富岡駅の上に自転車屋さんが来るのでしょうか。それだって若者でやっぱりサイクリングコースに指定されたとか、県もそういう意気込みでやっているから、では自分は自転車屋を開くのだ。そういうのと一貫性持つて町の施策もやっていかないと、みんなてんてばらばらでは誰も人なんか来ないです。呼ぶような状況をつくっていないのだもの。だから、そういうところをつなげて、リフレ跡地の利用も十分私は考えるべきだと思うし、私は温泉施設もすばらしいことだと思います。ただ、今までやっていたら恐らく1億円も1億5,000万円も手出しになるような施設だと思います、このままこういうものを造っていったら。その辺をぜひもう一度強く検討をお願いします。私もいろんな意味で考えますので。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご助言ありがとうございます。

これは、さきの一般質問でもありましたとおり、点が多過ぎるのではないかという点であって、それをいかにつないでいくか、町なかにどうやって引っ張っていくかという形だと思っております。し

っかりとそこは産業振興課という狭い管轄かもしませんが、観光という部分もあるし、今度スポーツという視点もありますので、庁内全体が考えなければいけない部分かと思います。また、そのハード系の話も今おっしゃったとおりであります。要望が足りないのではないかという部分だと、そうだと今思ったところでありますので、しっかりとそこの部分は詰めていきたいと思いますし、しっかりと検討せよという話をいただきましたので、十分にそれを心得ながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。

今9番議員からありました、私以前からサイクリングであるとか、マラソンであるとか、散歩であるとかというようなコースを整備されたらいかがですかと。ソフトに対して、そういった必要性、そういった方が汗をかいて、汗を流していきたいというような話になれば、お風呂に非常にメリットあるだろうと思っておりました。それは前から言っているのですが、そういったソフト面の話がやはり出てこない、毎回。第三次復興計画もやられるので、そっちに絡んでくる話なのか、私も9番議員と一緒に、県の道路を非常に使う話になってくると思うので、県と連携して、町がいろんなシミュレーションをされると思うのですけれども、ある程度そういった交流人口が見込めるのであれば、そういった施設整備をしていく中で、お風呂というのもまた有効な手段になってくるのだろうと思うので、そういう話と一緒に出していただければ、考え方方が皆さんも変わってくるのではないかなと思います。今東北、常磐道だと雪も少ないので、非常に走りやすいのではないですか。例えばオートキャンプもできますよとか、そこでバーベキューできますよってなれば、お風呂も入るしなんていうメリットも出てきたりすると思うのです。いろんなそういう人を呼び込む方法を考えて、それとセットでお風呂、そうなればこの風呂の有効利用に間違いなくなると思うのです、町民のためにもなるし。その辺と一緒に抱き合せでご説明というか、そういう提案をいただきたいのです。その中で、それが町にとって有効であると考えられれば賛成できる話ですし、それがないうちにやはり将来に対する負担を考えたときに、不安な部分もあります、確かに。ですから、その辺をまとめていただきながら、第三次復興計画まで待ってというのであれば、この温浴施設の話ももう少し長い目で見ていただいて、その辺りと本当にリンクして、いろんな呼び込みができるというようなものをつくってご説明いただいて、それで議員の皆さんもそれだったらいこうという話になれば、また全然違う話になってくると思うので、ぜひその辺前から言っていますけれども、その辺のソフトの部分もぜひ絡めていただきながら、こういう計画出していくだけると非常にありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ありがとうございます。

この点については、以前よりご提案いただいて本当にありがとうございます。行政が縦割りで申し訳ございませんが、まさにそこは連携しなければいけない部分があって、うちはこういうことで人を

呼ぶことができるよ、楽しむイベントができるよという部分をどうやってつなげていくかだと思っています。それを如実に感じたのは、11月にやったえびす講市でございます。当日7つのイベントを同時に同時刻に開催し、町長も全て回ったところありますが、おのののところでやっているがゆえに、連携がないなということとまとめて発信することができなかつたなど、すごく反省しております。そう考えますと、今ほどご提案いただいた部分についても、連絡を取りながら、こういうことができたら人が呼べるよとかいうことになってくれば、そこにお風呂というものが手段的に出てくるかなと思いますので、ここが今回の資料でも欠けている部分があります。自分の頭の中では、どうやってお客様を増やしていくか、町民の方が喜ぶのは何かという策は一応持っているのは持っているのですが、それが独り立ちしてしまいますと怖いので、今回は発言を控えさせていただきますが、連携しながらリンクしながら、しっかりとまたご説明させていただければと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。

私は、そういうところでいろんなところとつながって、その中でお風呂というのは非常に有効だよねって話出していくだければ、賛成ぜひしたいなと思っています。ぜひその辺も含めて、これ多分産業振興課だけではできない全庁的な話になってくると思うので、その辺もしっかりとご審議いただきながら、そういう計画も併せて立てていただきながら、この話を進めていただきたいのですが、町長いかがですか。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今1番議員がおっしゃったとおりだと思っております。今年も民報社主催のサイクリング、去年風で中止になった経緯がありますが、今年もやるという話を聞いております。ですので、これは恒常的に行事が行われるようになるのかなと思っていますので、それから昨年やったデニムのラン、あれなんかもまた今年もやるというような話を聞いています。ですから、そういう意味でいろんな形でいろんな人たちが交流してくると、逆に言えばこの交流の場になるのかなと、それによっては収益性も上がる可能性もあるかなとも感じております。また、そのほかにサイクリングだけにかかわらず、いろんなイベント、これは県、近隣町村とも連携しながら、こういうのがある、ああいうのがあるというのを情報をつかみながら、いろんな意味で町を巻き込んでやっていければなと思っていますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件2、令和5年度第2回リフレ富岡跡地の利用についてを終わります。

次に、その他に入ります。

執行部から高野副町長。

○副町長（高野 剛君） その他ということでこの場をお借りしまして、能登半島地震に係る本町の取組について簡単にご説明させていただきたいと思います。

その他資料を御覧いただければと思います。当町といたしましては、これまで支援をいただきました被災自治体に対しまして、支援物資の提供、あとは町職員の派遣、義援金の送金などを行わせていただきました。これらの詳細につきましては、お配りしております資料のとおりであります。私も現地に行かせていただきまして、お話を聞きしてきたところであります。冒頭の町長挨拶にもございましたけれども、被災地では余震が断続的に発生しているということ、あと大雪に見舞われている地域もあるということで、寒いということもあります。多くの方々が不安な日々を過ごされていることと思っております。私ども東日本大震災発生当時にご支援をいただきましたご恩をお返しできますように、可能な限り今後も対応してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

報告は以上となります。

○議長（高橋 実君） 議員からは何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なしということで、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 2時06分)